

東京都公安委員会の権限に属する事務処理に関する規程

令和2年3月30日

都公委規程第5号

存続期間

〔沿革〕 令和3年12月 都公委規程第5号

4年 3月 同第1号、5月同第3号

5年 2月 同第1号、3月同第2号、同第5号、5月同第8号、8月同第9号
10月同第10号

6年 3月 同第1号、同第2号、9月同第3号

7年 2月 同第1号、3月同第2号、同第3号、6月同第7号、9月同第8号
改正

（目的）

第1条 この規程は、法律、条例等に基づく東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）の権限に属する事務の一部を警視總監、主管部長、主管課長（運転免許本部長、運転免許試験場長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長を含む。）又は警察署長（次条において「警視總監等」という。）に処理させるために必要な事項を定め、事務の迅速、かつ、能率的運営を図ることを目的とする。

（警視總監等の事務処理）

第2条 警視總監等は、別に定めるもののほか、別表第1から別表第8までに定める法律、条例等に基づく公安委員会の権限に属する事務のうち、重要特異な事項を除き、その事務を処理することができる。

（処理方法）

第3条 この規程により事務を処理する場合は、全て公安委員会名をもってこれを行い、その結果は四半期ごとにとりまとめ公安委員会に報告しなければならない。

別表第1 総務部

事務内容			事務処理区分			
法律等	条項	内容	警視 総監	部長	課長	署長
行政手続法（平成5年法律第88号）	第5条第3項	審査基準の公表			○ 免	
	第6条	標準処理期間の公表			○ 免	
	第7条	申請者に対する補正要求又は申請により求められた許認可等の拒否		○		
	第8条第1項	拒否処分における理由の提示		○		
	第9条第1項	申請に係る審査の進行状況及び申請に対する処分の時期の見通しの提示			○ 免	
	第9条第2項	申請に必要な情報の提供			○	
	第10条	公聴会の開催等		○		
	第11条第2項	複数の行政庁が関与する処分における相互の連絡等		○		
	第12条第1項	処分基準の公表			○	
	第13条第1項	意見陳述のための手続		○		
	第14条第1項・第2項	不利益処分の理由の提示		○		
	第15条第1項	聴聞の通知		○		
	第15条第3項	所在不明者に対する聴聞の通知の掲示		○		

第16条第4項	代理人資格喪失の届出の受理		○		
第17条第3項(第16条第4項)	代理人資格喪失の届出の受理		○		
第18条第1項	文書等の閲覧要求の受理		○		
第18条第3項	文書等の閲覧の日時及び場所の指定		○		
第19条第1項	聴聞の主宰者の指名		○		
第20条第6項	審理の公開の決定		○		
第22条第3項(第15条第3項)	所在不明者に対する聴聞の通知の掲示		○		
第24条第3項	聴聞調書及び報告書の受理		○		
第24条第4項	聴聞調書及び報告書の閲覧要求の受理		○		
第25条	聴聞の再開の命令		○		
第29条第1項	口頭による弁明の機会の付与の決定及び弁明書の受理		○		
第29条第2項	証拠書類等の受理		○		
第30条	弁明の機会の付与の通知		○		
第31条(第15条第3項・第16条)	所在不明者に対する弁明の機会の付与の通知の掲示及び代理人資格喪失の届出の受理		○		

東京都行政手続条例（平成6年東京都条例第142号）	第36条の3第1項	処分等の求めに係る申出の受理			○ 免	
	第36条の3第3項	処分等の求めに係る申出に関する必要な調査			○ 免	
	第5条第3項	審査基準の公表			○	
	第6条	標準処理期間の公表			○	
	第7条	申請者に対する補正要求又は申請により求められた許認可等の拒否		○		
	第8条第1項	拒否処分の理由の提示		○		
	第9条第1項	申請に係る審査の進行状況及び申請に対する処分の時期の見通しの提示			○	
	第9条第2項	申請に必要な情報の提供			○	
	第10条	公聴会の開催等		○		
	第11条第2項	複数の行政庁が関与する処分における相互の連絡等		○		
	第12条第1項	処分基準の公表			○	
	第13条第1項	意見陳述のための手続		○		
	第14条第1項・第2項	不利益処分の理由の提示		○		
	第15条第1項	聴聞の通知		○		

第 1 5 条第 3 項	所在不明者に対する聴聞の通知の掲示		○		
第 1 6 条第 4 項	代理人資格喪失の届出の受理		○		
第 1 7 条第 3 項 (第 1 6 条第 4 項)	代理人資格喪失の届出の受理		○		
第 1 8 条第 1 項	文書等の閲覧要求の受理		○		
第 1 8 条第 3 項	文書等の閲覧の日時及び場所の指定		○		
第 1 9 条第 1 項	聴聞の主催者の指名		○		
第 2 0 条第 6 項	審理の公開に決定		○		
第 2 2 条第 3 項	所在不明者に対する聴聞の通知の掲示		○		
第 2 4 条第 3 項	聴聞調書及び報告書の受理		○		
第 2 4 条第 4 項	聴聞調書及び報告書の閲覧要求の受理		○		
第 2 5 条	聴聞の再開の命令		○		
第 2 7 条第 1 項	口頭による弁明の機会の付与及び弁明書の受理		○		
第 2 7 条第 2 項	証拠書類等の受理		○		
第 2 8 条	弁明の機会の付与の通知		○		

	第 3 6 条第 1 項	処分等の求めに係る申出の受理			○	
	第 3 6 条第 3 項	処分等の求めに係る申出に関する必要な調査			○	
警視庁警察署協議会に関する規則（平成 1 3 年 4 月 1 6 日東京都公安委員会規則第 8 号）	第 3 条第 3 項	警察署協議会の委員の周知の措置			○	
苦情の申出の手続に関する規則（平成 1 3 年国家公安委員会規則第 1 1 号）	第 4 条	苦情申出書の補正の要求			○	
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 5 5 年法律第 3 6 号）	第 1 0 条第 1 項	裁定申請書等の受理			○ 高	○
	第 1 3 条第 1 項	裁定のための調査			○	
	第 1 3 条第 2 項	裁定のための照会			○	
	第 2 3 条第 5 項	犯罪被害者等早期援助団体に対する改善命令		○		
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和 5 5 年国家公安委員会規則第 6 号）	第 2 0 条第 1 項・第 2 項	犯罪被害者等給付金の支給等に関する処分の通知			○	
犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成 1 4 年国家公安委員会規則第 1 号）	第 1 条第 1 項	指定の申請書の受理		○		
	第 2 条	犯罪被害者等早期援助団体の指定の公示		○		
	第 3 条第 1 項	犯罪被害者等早期援助団体の名称等の変更に係る届出書の受理		○		
	第 3 条第 2 項	事業規程及び情報管理規程の変更の承認		○		

	第 3 条第 3 項	犯罪被害者等早期援助団体の 援助事業に係る犯罪被害等の変 更の公示		○		
	第 3 条第 4 項	申請書に添付する書類の内容 変更に係る書類の受理		○		
	第 8 条第 1 項	事業計画書及び収支予算書の 受理		○		
	第 8 条第 2 項	事業報告書及び収支決算書の 受理		○		
	第 8 条第 3 項	財政の状況等の報告又は資料 提出の要求		○		
	第 9 条	役員、犯罪被害相談員等又は 援助事業に従事する職員の解任 勧告		○		
	第 1 0 条第 1 項	援助事業の廃止に係る届出書 の受理		○		
	第 1 0 条第 2 項	指定の取消しに係る申請書の 受理		○		
	第 1 1 条	犯罪被害者等早期援助団体の 指定等に関する意見聴取		○		
	第 1 2 条	犯罪被害者等早期援助団体の 指定の取消し公示		○		
オウム真理教犯罪被害者 等を救済するための給付 金の支給に関する法律 (平成 2 0 年法律第 8 0 号)	第 6 条第 1 項	裁定の申請の受理			○	○
	第 8 条第 1 項	裁定のための調査			○	
	第 8 条第 2 項	裁定のための照会			○	

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則（平成20年国家公安委員会規則第20号）	第3条第1項・第2項	申請者に対する通知			○	
国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）	第9条第1項	裁定の申請の受理			○	
	第10条	申請者に対する援助			○	
	第13条第1項・第2項	裁定のための調査等			○	
国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則（平成28年国家公安委員会規則第23号）	第10条第1項・第2項	申請者に対する通知			○	
東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）	第6条第1項	開示請求書の受理			○	島
	第6条第2項	開示請求書の補正要求			○	島
	第11条第1項	開示及び一部開示決定の通知			○	
	第11条第2項	不開示決定の通知			○	
	第12条第2項	開示決定等の期間延長及び通知			○	
	第12条第3項	開示決定等の期間の特例延長及び通知			○	
	第13条第1項	不開示理由の提示			○	
	第13条第2項	全部又は一部を開示しない旨の決定の日から1年以内にその全部又は一部を開示することができるようになる旨の通知			○	

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）	第14条第1項	事案を移送した旨の開示請求者への通知			○	
	第14条第3項	移送先の開示に伴う必要な協力			○	
	第15条第1項	第三者に対する意見書提出の機会付与			○	
	第15条第2項	第三者に対する意見書提出の機会付与			○	
	第15条第3項	第三者に対する開示決定の通知			○	
	第16条第1項・第2項	公文書の開示			○	島
	第17条第1項	開示手数料の徴収			○	島
	第17条第2項	みなし開示における手数料の徴収			○	
	第22条	諮問をした旨の通知			○	
	第23条（第15条第3項）	第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続			○	
	第35条第1項	情報の公表			○	
	第36条第1項	情報提供施策の拡充			○	
	第41条第1項・第2項	文書検索目録等の作成及び公表			○	
個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）	第26条第1項・第150条第1項・第170条	個人情報取扱事業者からの報告の受理		○		

第75条第1項・第3項	個人情報ファイル簿の作成及び公表			○	
第77条第1項	開示請求書の受理			○	島
第77条第2項	開示請求時の本人等であることを示す書類の確認			○	島
第77条第3項	開示請求書の補正要求			○	島
第82条第1項	開示決定の通知			○	
第82条第2項	開示しない旨の決定の通知			○	
第83条第2項	開示決定等の期限の延長及び通知			○	
第84条	開示決定等の期限の特例延長及び通知			○	
第85条第1項	開示請求事案の移送及び通知			○	
第85条第3項	移送先の開示の実施に必要な協力			○	
第86条第1項	第三者に対する意見書提出の機会付与			○	
第86条第2項	第三者に対する意見書提出の機会付与			○	
第86条第3項	第三者に対する開示決定をした旨の通知			○	
第87条第1項・第2項・第3項	開示の実施			○	島

第 8 9 条第 2 項	手数料の徴収			○	島
第 9 1 条第 1 項	訂正請求書の受理			○	島
第 9 1 条第 2 項	訂正請求時の本人等であることを示す書類の確認			○	島
第 9 1 条第 3 項	訂正請求書の補正要求			○	島
第 9 3 条第 1 項	訂正する旨の決定の通知			○	
第 9 3 条第 2 項	訂正しない旨の決定の通知			○	
第 9 4 条第 2 項	訂正決定等の期限の延長及び通知			○	
第 9 5 条	訂正決定等の期限の特例延長及び通知			○	
第 9 6 条第 1 項	訂正請求事案の移送及び通知			○	
第 9 7 条	保有個人情報の提供先に対する訂正の通知			○	
第 9 9 条第 1 項	利用停止請求書の受理			○	島
第 9 9 条第 2 項	利用停止請求時の本人等であることを示す書類の確認			○	島
第 9 9 条第 3 項	利用停止請求書の補正要求			○	島
第 1 0 1 条第 1 項	利用停止する旨の決定の通知			○	

第101条第2項	利用停止しない旨の決定の通知			○	
第102条第2項	利用停止決定等の期限の延長及び通知			○	
第103条	利用停止決定等の期限の特例延長及び通知			○	
第105条第2項	諮問をした旨の通知			○	
第107条第1項（第86条第3項）	第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等			○	
第111条	行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案の募集			○	
第112条第2項	行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案に係る書面の受理			○	
第114条第2項	基準に適合する旨の通知			○	
第114条第3項	基準に適合しない旨の通知			○	
第118条第2項（第112条第2項・第114条第2項及び第3項）	作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案に係る書面の受理並びに基準に適合する旨の通知及び基準に適合しない旨の通知			○	
第119条第3項	手数料の徴収			○	
第119条第4項	手数料の徴収			○	
第146条第1項・第150条第1項・第170条	個人情報取扱事業者等その他の関係者に対する報告又は資料の提出要求		○		

個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）	第35条第1項・第40条第3項	委任された権限を行使した場合における個人情報保護委員会への報告		○		
個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）	第3条	登録簿の備付け、記載、公表等			○	
遺失物法（平成18年法律第73号）	第25条第1項	施設占有者に対する報告又は資料の提出の要求		○		
	第25条第2項	特例施設占有者に対する報告若しくは資料の提出の要求又は保管物件の提示の要求		○		
	第26条第1項	施設占有者若しくは特例施設占有者又はその代理人等に対する指示		○		
	第26条第2項	特例施設占有者又はその代理人等に対する指示		○		
遺失物法施行令（平成19年政令第21号）	第5条	特例施設占有者の指定		○		
遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）	第28条第2項	指定の申請書の受理			○	
	第28条第4項	特例施設占有者の指定の公示		○		
	第29条第1項	指定特例施設占有者の公示事項の変更に関する届出の受理			○	
	第29条第2項	指定特例施設占有者の公示事項の変更に関する公示		○		
	第29条第3項	指定特例施設占有者の申請書添付書類の記載事項変更届出の受理			○	
	第30条第1項	指定特例施設占有者の指定の取消し		○		
	第30条第2項	指定特例施設占有者の指定取消しの公示		○		

特例施設占有者の指定等に関する規程（平成19年11月15日東京都公安委員会規程第10号）	第2条第1項	指定の申請に係る審査結果の通知（指定した場合に限る。）			○	
	第4条第1項	指定特例施設占有者の指定を取り消した旨の通知			○	

注1 条項欄の（ ）は準用元の条文を示す。

2 「免」は運転免許本部長、「島」は島部警察署長が事務処理できることを指す。

別表第2 警務部

事務内容			事務処理区分			
法令	条項	内容	警視 総監	部長	課長	署長
東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年東京都条例114号）	第3条第2項	公務災害等の補償の実施			○	
	第9条第1項	休業補償等の制限			○	
	第9条第2項	休業補償等の制限			○	
	第12条の2	過誤払による返還金債権の充当			○	
	第24条第1項	補償（傷病補償年金を除く。）の請求の受理、災害等の認定及び結果の通知			○	
	第24条第2項	傷病補償年金の支給の決定及び通知			○	
	第25条第1項	被災職員等に対する福祉事業の実施			○	
	第25条第2項	非常勤職員の公務上の災害を防止するために必要な事業の実施			○	
	第26条第2項	審査会からの通知の受理			○	
	第28条第1項	補償の実施又は審査に必要な報告、文書その他の物件の提出、出頭又は医師の診断若しくは検案の受診の命令			○	
	第29条	補償の支払の一時差止め			○	
	第30条の2第2項	通勤による災害に係る一部負担金の控除			○	

東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する 条例施行規則（昭和43年東京都規則第83号）	附則第2条の3第1項	障害補償年金差額一時金の請求の受理及び支給			○	
	附則第2条の4第1項	障害補償年金前払一時金の支給			○	
	附則第3条第1項	遺族補償年金前払一時金の支給			○	
	第3条第1項	補償基礎額の特例の決定			○	
	第3条第3項	補償基礎額の改定			○	
	第5条	療養機関の指定			○	
	第11条第2項	遺族補償年金について複数権利者がある場合における代表者の選任及び解任に関する書面の受理			○	
	第12条の2第1項・第2項・第3項	傷病補償年金の支給の決定等			○	
	第12条の3	傷病補償年金の額の改定通知			○	
	第13条第1項	遺族補償年金支給停止申請書の受理			○	
	第13条第2項	遺族補償年金支給停止解除申請書の受理			○	
	第13条第3項	遺族補償年金の支給停止又は支給停止の解除の決定及び通知			○	
	第14条第1項・第2項	年金証書の交付			○	

第 1 4 条第 3 項	年金証書の提出又は提示の求め			○	
第 1 5 条第 1 項・第 2 項	年金証書の再交付			○	
第 1 6 条	年金証書の返納			○	
第 1 6 条の 2 第 1 項・第 2 項	療養の現状等に関する報告の受理			○	
第 1 7 条	現状報告の受理			○	
第 1 8 条第 1 項・第 2 項・第 3 項	年金たる補償の受給者等からの届出の受理			○	
第 1 9 条第 1 項	外科後処置等の費用の支給			○	
第 1 9 条第 2 項	外科後処置等に関する要件の知事との協議			○	
第 2 0 条第 1 項	必要な補装具の認定			○	
第 2 1 条	休業援護金等の支給に伴う知事との協議			○	
第 2 2 条第 1 項	福祉事業申請書及び旅行費支給申請書の受理			○	
第 2 2 条第 2 項	福祉事業申請及び旅行費支給申請の承認に関する通知			○	
第 2 6 条	第三者行為による災害の届出受理			○	

	第 2 8 条	災害補償記録簿等の記入			○	
	附則第 4 項	障害補償年金差額一時金の支給			○	
	附則第 2 3 項	障害補償年金前払一時金等の支給停止期間満了に伴う通知			○	
	附則第 2 4 項	年金たる補償の受給者からの年金たる給付の支給等に関する届出の受理			○	
行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）	第 4 条	審査請求の受理			○	
	第 9 条第 4 項	職員による審理手続の決定			○	
	第 1 1 条第 2 項（第 9 条第 1 項ただし書）	総代の互選の命令			○	
	第 1 3 条第 1 項（第 9 条第 1 項ただし書）	利害関係人の参加許可			○	
	第 1 3 条第 2 項（第 9 条第 1 項ただし書）	利害関係人の参加要求			○	
	第 1 4 条	審査請求の引継ぎ			○	
	第 1 5 条第 3 項	地位の承継の届出の受理			○	
	第 1 5 条第 6 項	地位の承継の許可			○	
	第 1 6 条	標準審理期間の設定及び公表			○	

第20条	口頭による審査請求の陳述の受理			○	
第22条第1項・第2項	誤った教示による審査請求書の送付及び受理並びに通知			○	
第22条第3項・第4項	誤った教示による再調査の請求書等の送付及び受理並びに通知			○	
第23条	補正の命令			○	
第25条第2項	執行停止の申立ての受理			○	
第27条第1項	審査請求の取下げの受理			○	
第29条第1項（第9条第1項ただし書）	審査請求書及び審査請求録取書の送付			○	
第29条第2項（第9条第1項ただし書）	弁明書の提出の要求			○	
第29条第5項（第9条第1項ただし書）	弁明書の審査請求人及び参加人への送付			○	
第30条第1項（第9条第1項ただし書）	反論書の受理及び提出期間の設定			○	
第30条第2項（第9条第1項ただし書）	意見書の受理及び提出期間の設定			○	
第30条第3項（第9条第1項ただし書）	反論書及び意見書の送付			○	
第31条第1項（第9条第1項ただし書）	口頭意見陳述の機会の付与			○	

第31条第2項（第9条第1項ただし書）	口頭意見陳述の機会の日時及び場所の指定並びに審理関係人の招集			○	
第31条第3項（第9条第1項ただし書）	補佐人出頭の許可			○	
第31条第4項（第9条第1項ただし書）	口頭意見陳述の制限			○	
第31条第5項（第9条第1項ただし書）	質問の許可			○	
第32条第1項及び第2項（第9条第1項ただし書）	証拠書類等の受理			○	
第32条第3項（第9条第1項ただし書）	提出期間の設定			○	
第33条（第9条第1項ただし書）	物件の提出要求及び物件の留置			○	
第34条（第9条第1項ただし書）	陳述及び鑑定の要求			○	
第35条第1項（第9条第1項ただし書）	検証の実施			○	
第35条第2項（第9条第1項ただし書）	検証の実施通知			○	
第36条（第9条第1項ただし書）	審理関係人への質問			○	
第37条第1項・第2項（第9条第1項ただし書）	審理関係人の招集及び意見の聴取			○	
第37条第3項（第9条第1項ただし書）	審理手続の期日及び場所並びに終結の予定時期の決定及び通知			○	

第38条第1項（第9条第1項ただし書）	提出書類等の閲覧及び交付の要求の受理並びに閲覧の許可及び交付			○	
第38条第2項（第9条第1項ただし書）	提出人の意見の聴取			○	
第38条第3項（第9条第1項ただし書）	閲覧の日時及び場所の指定			○	
第38条第5項（第9条第1項ただし書）	手数料の減額及び免除			○	
第41条第1項・第2項（第9条第1項ただし書）	審理手続の終結			○	
第41条第3項（第9条第1項ただし書）	審理手続終結等の通知			○	
第51条第2項	裁決書の謄本の送達（公示の方法による送達を含む。）			○	
第51条第4項	裁決書の謄本の送付			○	
第53条	証拠書類等の返還			○	
第84条	不服申立てに必要な情報の提供			○	
第85条	不服申立ての処理状況の公表			○	

注 条項欄の（ ）は準用元の条文を示す。

別表第3 交通部

事務内容			事務処理区分			
法令	条項	内容	警視 総監	部長	課長	署長
道路交通法（昭和35 年法律第105号）	第4条第1項	信号機又は道路標識等の設置 及び管理並びに警察官の現場指 示による交通規制		○	○	
	第5条第2項	信号機の設置及び管理の委任		○		
	第15条の3 第1項	遠隔操作型小型車の通行の届 出及び届出事項変更届出の受理				○
	第15条の3 第3項	届出番号等の通知				○
	第15条の5 第1項	遠隔操作型小型車の使用者に 対する報告又は資料提出の要求			○	
	第15条の5 第2項	身分を示す証票の貸与			○	
	第15条の6	遠隔操作型小型車の使用者に 対する指示		○		
	第22条の2 第1項	最高速度違反車両の使用者に 対する指示		○		
	第22条の2 第2項	自動車運送事業者等に対する 指示をする場合における行政庁 との協議		○		
	第44条第2 項	旅客の運送の用に供する自動 車の停留所又は停留場における 停車又は駐車に係のある者との 合意及び合意した旨の公示			○	
	第45条の2 第2項	高齢運転者等標章の交付			○	
	第45条の2 第3項	高齢運転者等標章の再交付			○	

第45条の2 第4項	高齢運転者等標章の返納			○	
第49条第1項	パーキング・メーター及び パーキング・チケット発給設備 の設置及び管理			○	
第49条第2項	駐車 of 適正を確保するための 必要な措置			○	
第49条の2	高齢運転者等専用時間制限駐 車区間の指定及び表示		○		
第51条の4 第4項	放置車両の認定及び放置違反 金の納付命令			○	
第51条の4 第6項	車両の使用者に対する弁明の 通知			○	
第51条の4 第7項	所在不明者に対する公示によ る弁明の通知			○	
第51条の4 第10項	仮納付者に対する公示による 納付命令			○	
第51条の4 第12項	仮納付者に対する納付命令を しない場合の通知及び仮納付に 係る金額の返還			○	
第51条の4 第13項	放置違反金の督促及び延滞金 及び督促に要した手数料の徴収			○	
第51条の4 第14項	放置違反金等の徴収			○	
第51条の4 第16項	納付命令の取消し			○	
第51条の4 第17項	納付命令を取り消した場合の 通知及び放置違反金等に相当す る金額の還付			○	

第51条の5 第1項	標章を取り付けられた車両の 使用者等に対する報告又は資料 の提出要求			○	
第51条の5 第2項	官庁、公共団体その他の者に 対する照会及び協力要求			○	
第51条の6 第1項	納付命令をした場合等の国家 公安委員会への報告及び国家公 安委員会からの通報の受理			○	
第51条の8 第2項	確認事務を行おうとする法人 の登録申請受理				○
第51条の8 第4項	確認事務を行おうとする法人 の登録		○		
第51条の8 第7項（同条 第2項）	確認事務を行おうとする法人 の更新登録申請受理				○
第51条の8 第7項（同条 第4項）	確認事務を行おうとする法人 の登録の更新		○		
第51条の9	登録を受けた法人に対する適 合命令		○		
第51条の1 1第1項	登録を受けた法人に対する報 告の要求		○		
第51条の1 3第1項	駐車監視員資格者証の交付			○	○
第51条の1 5第1項	放置違反金関係事務の委託		○		
第58条の4	過積載車両の使用者に対する 指示		○		
第59条第2 項	制限外けん引の許可			○	

第 5 9 条第 3 項	制限外けん引の許可証の交付			○	
第 6 6 条の 2 第 1 項	過労運転車両の使用者に対する指示		○		
第 6 6 条の 2 第 2 項 (第 2 2 条の 2 第 2 項)	自動車運送事業者等に対する指示をする場合における行政庁との協議		○		
第 7 4 条の 3 第 5 項	安全運転管理者等の選任等の届出の受理		○		
第 7 4 条の 3 第 8 項	安全運転管理者等に対する講習実施の通知			○	
第 7 5 条第 2 項	自動車の使用制限命令			○	
第 7 5 条第 3 項	自動車運送事業者等に対する命令をする場合における行政庁の意見の聴取		○		
第 7 5 条第 5 項	聴聞の通知及び公示			○	
第 7 5 条第 9 項	自動車の使用制限に係る文書の交付及び標章の貼付			○	
第 7 5 条第 1 0 項	自動車の使用制限に係る標章の除去			○	
第 7 5 条の 2 第 1 項・第 2 項	自動車等の使用制限命令			○	
第 7 5 条の 2 第 3 項 (第 7 5 条第 3 項)	自動車運送事業者等に対する命令をする場合における行政庁の意見の聴取		○		
第 7 5 条の 2 第 3 項 (第 7 5 条第 5 項)	聴聞の通知及び公示			○	

第75条の2 第3項（第75条第9項）	自動車等の使用制限に係る文書の交付及び標章の貼付			○	
第75条の2 第3項（第75条第10項）	自動車等の使用制限に係る標章の除去			○	
第75条の2 の2第1項	自動車の使用者等に対する報告又は資料提出の要求			○	
第75条の2 の2第2項	自動車の使用者に対する報告又は資料提出の要求			○	
第75条の1 2第2項	特定自動運行の許可に係る申請書の受理		○		
第75条の1 3第2項	特定自動運行計画を審査する場合における国土交通大臣等及び区市町村長の意見の聴取		○		
第75条の1 5第2項	特定自動運行の許可条件の変更及び新たな条件の付与		○		
第75条の1 6第2項（第75条の13第2項・第75条の15第2項）	特定自動運行計画の変更を審査する場合における国土交通大臣等及び区市町村長の意見の聴取並びに特定自動運行計画の変更許可の条件の変更及び新たな条件の付与		○		
第75条の1 6第3項	特定自動運行計画の軽微な変更届出の受理			○	
第75条の1 6第4項	特定自動運行実施者の氏名等の変更届出の受理			○	
第75条の1 7	特定自動運行許可又は特定自動運行計画の変更許可の公示		○		
第75条の2 5第1項	特定自動運行実施者に対する報告又は資料提出の要求			○	
第75条の2 5第2項	身分を示す証票の貸与			○	

第75条の2 5第4項	官庁、公共団体その他の者に対する照会及び協力要求			○	
第75条の2 6第1項	特定自動運行実施者に対する指示		○		
第75条の2 6第2項	特定自動運行実施者に対する指示をする場合における行政庁の意見の聴取		○		
第75条の2 7第2項(第75条の26第2項)	特定自動運行の許可の取消し又は効力の停止をする場合における行政庁の意見の聴取		○		
第75条の2 7第3項	特定自動運行の許可の取消しの公示		○		
第75条の2 8第3項	仮停止の報告の受理		○		
第75条の2 9	特定自動運行の許可の取消し等の国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理		○		
第89条第1項	運転免許試験の実施		○	免試	島
第89条第2項	質問票の交付			試	島
第89条第3項	自動車の運転技能についての検査		○	試	
第90条第4項	弁明の通知			免	
第90条第7項(同条第4項)	弁明の通知			免	
第90条第8項	適性検査の受検及び診断書提出の命令			免	

第 9 0 条第 1 項	住所地を管轄する道府県公安委員会への処分をした旨の通知			免	
第 9 0 条の 2 第 2 項	講習未受講者に対する免許の拒否			試	島
第 9 1 条	免許条件の付与及び変更		○	試	島指
第 9 1 条の 2 第 1 項	申請による免許条件の付与及び変更の申請の受理			試	○
第 9 1 条の 2 第 2 項	申請による免許条件の付与及び変更			試	○
第 9 1 条の 2 第 3 項	申請による免許条件の変更の審査			試	
第 9 2 条第 1 項	免許証の交付			試	島指
第 9 2 条第 2 項	併記免許証の交付			試	島
第 9 3 条第 1 項・第 2 項	免許証への記載事項及び条件の記載			試	島指
第 9 4 条第 1 項	免許証への変更事項の記載			試	○
第 9 4 条第 2 項	免許証の再交付			試	島
第 9 5 条の 2 第 1 項・第 3 項	特定免許情報の記録申請の受理及び記録			試	島指
第 9 5 条の 2 第 4 項	免許証の返納			試	島指

第 9 5 条の 2 第 6 項	免許証不交付の申出の受理			試	島指
第 9 5 条の 2 第 1 0 項	免許情報記録の抹消			試	島指
第 9 5 条の 2 第 1 1 項	免許証の交付			試	島指
第 9 5 条の 3 (第 9 2 条第 2 項・第 9 3 条第 2 項)	免許情報記録の書換え及び条件の記録			試	島指
第 9 5 条の 5 第 2 項 (第 9 4 条第 1 項)	変更の届出の受理			試	○
第 9 5 条の 5 第 4 項	国家公安委員会からの通報の受理			免	
第 9 7 条の 2 第 1 項	認知機能検査及び運転技能検査の実施			免	島
第 9 7 条の 2 第 2 項	運転免許試験の一部免除の拒否			免試	島
第 9 7 条の 2 第 3 項	運転免許試験の一部免除		○	免試	
第 9 7 条の 2 第 4 項	運転免許試験の一部免除			試	島
第 9 7 条の 3 第 1 項	運転免許試験の停止			試	島
第 9 8 条第 2 項	自動車教習所の設置等の届出の受理			免	
第 9 8 条第 3 項	自動車教習所の設置者等に対する指導又は助言			免	

第 9 8 条第 4 項	自動車安全運転センターに対する配慮要求			免	
第 9 8 条第 5 項	自動車教習所の設置者等に対する報告又は資料提出の要求			免	
第 9 9 条第 1 項	指定自動車教習所の指定		○		
第 9 9 条の 2 第 4 項	技能検定員資格者証の交付			免	
第 9 9 条の 2 第 5 項	技能検定員資格者証の返納命令			免	
第 9 9 条の 3 第 4 項	教習指導員資格者証の交付			免	
第 9 9 条の 3 第 5 項（第 9 9 条の 2 第 5 項）	教習指導員資格者証の返納命令			免	
第 9 9 条の 4	指定自動車教習所職員に対する講習の通知			免	
第 9 9 条の 6 第 1 項	指定自動車教習所に対する報告又は資料提出の要求			免	
第 1 0 0 条の 2 第 1 項	再試験の実施			試	島
第 1 0 0 条の 2 第 4 項	再試験の通知			免	
第 1 0 0 条の 2 第 5 項	再試験受験申込書の受理			試	
第 1 0 0 条の 3 第 1 項	再試験に係る試験移送通知書の送付及び受理			免	

第100条の3第3項（第100条の2第4項・第100条の3第1項）	再試験の通知並びに再試験に係る試験移送通知書の送付及び受理			免	
第101条第1項	更新申請書の受理			試	島指
第101条第3項	更新申請に係る書面の送付			免	
第101条第4項	質問票の交付			試	島指
第101条第5項	適性検査の実施			試	島指
第101条第6項	免許証等の更新並びに経由地公安委員会への通知及び受理			試	島指
第101条の2第1項	更新期間前の更新申請書の受理			試	島指
第101条の2第2項	更新期間前の更新申請に係る質問票の交付			試	島指
第101条の2第3項	更新期間前の更新申請に係る適性検査の実施			試	島指
第101条の2第4項	更新期間前の免許証等の更新			試	島指
第101条の2の2第1項	優良運転者又は一般運転者に係る更新申請書の受理			試	
第101条の2の2第3項	優良運転者又は一般運転者に係る免許情報記録の書換えの申出の受理			試	

第101条の2の2第4項	優良運転者又は一般運転者に係る適性検査の実施			試	
第101条の2の2第5項	住所地公安委員会への適性検査結果等の通知及び受理			試	
第101条の2の2第6項	住所地公安委員会への講習受講事実の通知及び受理			試	
第101条の2の2第7項	適性検査の実施及び通知			試	
第101条の3第2項	免許証等の更新の拒否			試	島指
第101条の4第2項	認知機能検査の実施			免	島
第101条の4第3項	運転技能検査の実施			免試	島
第101条の4第4項	免許証等の更新の拒否			試	島指
第101条の4第5項	高齢者に対する講習通知の送付			免	
第101条の4の2第4項	免許証の返納			試	島指
第101条の5	免許を受けた者に対する報告要求			免	
第101条の6第1項	医師からの届出の受理			免	
第101条の6第2項	医師からの確認に対する回答			免	

第101条の6第4項	道府県公安委員会への通知及び受理			免	
第101条の7第1項	臨時認知機能検査の実施			免	島
第101条の7第2項	臨時認知機能検査の実施の通知			免	
第101条の7第5項	講習の実施の通知			免	
第102条第1項・第2項・第3項	認知機能検査等に基づく臨時適性検査の実施又は診断書の提出命令			免	
第102条第4項	臨時適性検査の実施又は診断書の提出命令			免試	島
第102条第5項	臨時適性検査の実施			免試	島
第102条第6項	臨時適性検査の実施の通知			免	
第103条第3項	処分移送通知書の送付及び受理			免	
第103条第6項	適性検査の受検及び診断書の提出の命令			免	
第103条第9項	住所地公安委員会への処分結果の通知及び受理			免	
第103条の2第5項	仮停止通知書（提出された免許証がある場合は、併せて当該免許証）の受理			免	
第103条の2第6項	住所地公安委員会への仮停止通知書（提出された免許証がある場合は、併せて当該免許証）の送付及び受理			免	

第104条第1項	意見の聴取の通知及び公示			免	島
第104条第3項	参考人又は関係人の出頭要請			免	
第104条の2第2項	聴聞の通知及び公示			免	
第104条の2の2第1項	再試験に係る免許の取消し			免	島
第104条の2の2第3項	住所地公安委員会への処分移送通知書の送付及び受理			免	
第104条の2の2第5項 (同条第3項)	住所地公安委員会への処分移送通知書の送付及び受理			免	
第104条の2の2第6項 (第104条第1項)	意見の聴取の通知及び公示			免	島
第104条の2の2第7項	住所地公安委員会への取消処分 の通知及び受理			免	
第104条の2の3第5項 (第103条第3項・第9項)	処分移送通知書の送付及び受理並びに住所地公安委員会への 処分結果の通知及び受理			免	
第104条の2の3第8項 (第103条第3項)	処分移送通知書の送付及び受理			免	
第104条の2の4第3項	住所地公安委員会への処分移送通知書の送付及び受理			免	
第104条の2の4第5項 (同条第3項)	住所地公安委員会への処分移送通知書の送付及び受理			免	

第104条の2の4第6項 (第104条第1項・第3項)	意見の聴取の通知及び公示			免	島
	参考人又は関係人の出頭要請			免	
第104条の2の4第7項	住所地公安委員会への取消処分 の通知及び受理			免	
第104条の3第1項	免許の取消し又は停止に係る 書面の交付			免	○
第104条の3第3項	出頭命令に係る通知			免	
第104条の4第1項	免許の取消申請の受理			試	○
	他の種類の免許を受けたい旨 の申出の受理			試	指 島
第104条の4第2項	申請による免許の取消し			試	○
第104条の4第3項	取消申請に係る他の種類の免 許の付与			試	指 島
第105条の2第1項	運転経歴証明書の交付申請の 受理			試	○
第105条の2第2項	運転経歴証明書の交付			試	○
第105条の2第3項	運転経歴情報の記録申請の受 理			試	○
第105条の2第4項	運転経歴情報の記録			試	○

第106条	国家公安委員会への報告及び 国家公安委員会からの通報の受理			免试	○
第106条の 3第1項	免許証の返納			免试	○
第106条の 3第2項	免許証の交付			免试	島
第106条の 3第3項（第 95条の2第 6項）	免許証不交付の申出の受理			試	島
第106条の 3第4項	停止に係る免許証の提出の受理			免	○
第106条の 3第5項	停止又は仮停止に係る免許証 の返還			免	島
第106条の 4第1項	免許情報記録の抹消			免	
第106条の 4第2項	免許情報記録の書換え			免试	○
第107条	更新証明書の交付			免试	島 指
第107条の 3の2	国際運転免許証等所持者に対 する報告要求			免	島
第107条の 4第1項	国際運転免許証等所持者に対 する臨時適性検査の実施及び通 知			免	
第107条の 4第3項	国際運転免許証等所持者に対 する身体状態に応じた必要な措 置命令			免	
第107条の 5第4項（第 104条・第 104条の 2）	意見の聴取又は聴聞の通知及 び公示並びに参考人又は関係人 の出頭要請			免	

第107条の5第5項	提出された国際運転免許証等の受理			免	島
第107条の5第6項	国際運転免許証等の返還			免	○
第107条の5第7項（同条第6項）	再上陸したときに提出された国際運転免許証等の受理及び返還			免	島
第107条の5第8項	国際運転免許証等への処分事項の記載			免	
第107条の5第9項（第103条第3項・第9項）	処分移送通知書の送付及び受理並びに住所地公安委員会への処分結果の通知及び受理			免	
第107条の5第10項（第103条の2第4項・第5項）	仮禁止通知書及び国際運転免許証等の受理並びに住所地公安委員会への仮禁止通知書及び国際運転免許証等の送付及び受理			免	
第107条の5第11項（第104条の3）	免許の取消し又は停止に係る書面の交付、出頭命令に係る通知及び保管国際運転免許証等の受理並びに国際運転免許証等の返還			免	
第107条の6	国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理			免	
第107条の7第2項	国外運転免許証の交付申請書の受理			試	指
第107条の7第3項	国外運転免許証の交付			試	指
第107条の10第1項	国外運転免許証の返納			免試	○
第107条の10第2項	提出された国外運転免許証の受理			免	島

第107条の10第3項	国外運転免許証の返還			免	島
第108条の2第1項	講習の実施			○ 免試	島 指
第108条の2第2項	任意講習の実施			免	島
第108条の2第3項	講習の実施の委託			○ 免試	島
第108条の3第1項	初心運転者講習の通知			免	
第108条の3の2	軽微違反者に対する講習の通知			免	島
第108条の3の3	若年運転者講習の通知			免	
第108条の3の4第1項	講習通知事務の委託			免	島
第108条の3の5第1項	特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令		○		
第108条の3の5第2項	自転車運転者講習の受講命令		○		
第108条の3の6	国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理			○	
第108条の4第1項	指定講習機関の指定		○		
第108条の4第2項	指定講習機関指定申請の受理		○		

第108条の6第1項	講習業務規程の認可及び変更の認可		○		
第108条の9	指定講習機関に対する検査及び報告又は資料提出の要求			○	
第108条の10	特定講習の休止又は廃止の許可		○		
第108条の11第1項	指定講習機関の指定の取消し		○		
第108条の11第2項	指定講習機関の指定の取消し		○		
第108条の29第1項	地域交通安全活動推進委員の委嘱		○		
第108条の29第5項	地域交通安全活動推進委員の解嘱		○		
第108条の30第3項	地域交通安全活動推進委員協議会からの意見の申出の受理			○	
第108条の31第1項	交通安全活動推進センターの指定		○		
第108条の31第4項	交通安全活動推進センターの指定の取消し		○		
第108条の32の2第1項	運転免許取得者等教育の認定			免	
第108条の32の2第2項	運転免許取得者等教育の認定の公示			免	

第108条の32の2第4項(第98条第3項-第5項)	運転免許取得者等教育を行う者に対する指導又は助言、運転免許取得者等教育を行う者に対する配慮の要求及び運転免許取得者等教育を行う者に対する報告又は資料提出の要求			免	
第108条の32の2第5項	運転免許取得者等教育の認定の取消し			免	
第108条の32の3第1項	運転免許取得者等検査の認定			免	
第108条の32の3第2項(第108条の32の2第2項・第4項・第5項)	運転免許取得者等検査の認定の公示、運転免許取得者等検査を行う者に対する指導又は助言、運転免許取得者等検査を行う者に対する配慮の要求、運転免許取得者等検査を行う者に対する報告又は資料提出の要求及び運転免許取得者等検査の認定の取消し			免	
第108条の34	違反内容の通知		○		
第109条の2第1項	車両の通行に必要な情報の提供		○		
第110条の2第1項	交通公害防止に関する交通規制及び知事等に対する交通公害に関する資料の提供の要求		○		
第110条の2第2項	知事等からの意見聴取		○		
第110条の2第3項	道路管理者からの意見聴取及び道路管理者に対する通知		○		
第110条の2第4項(第110条の2第3項ただし書)	高速自動車国道等における交通規制に係る道路管理者との協議及び道路管理者に対する通知		○		
第110条の2第5項	路上駐車場設置道路における駐停車禁止規制実施時の地方公共団体からの意見の聴取及び地方公共団体に対する通知		○		

	第110条の2第6項	路上駐車場設置道路における時間制限駐車区間規制実施時の地方公共団体からの意見の聴取		○		
	第110条の2第7項	駐車場整備地区内におけるパーキング・メーター設置時の市町村からの意見の聴取		○		
	第111条第1項	道路交通に関する調査		○		
	第111条第3項	道路管理者等に対する調査結果の通知		○		
	第114条の5第1項	自衛隊の防衛出動時等における通行の禁止又は制限		○		
	第114条の5第2項（災害対策基本法第76条第2項）	通行禁止区域等の周知措置等		○		
道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）	第10条	通行の円滑を図ることが必要である認める自動車の指定		○		
	第13条第1項	緊急自動車の指定		○		
	第14条の2	道路維持作業用自動車の届出の受理及び指定		○		
	第32条の3の2－第32条の5	緊急自動車の運転資格の審査		○	試	
	第32条の7・第32条の8・第34条第2項・第4項・第5項・第7項・第8項・第10項	教習の課程の指定			免	
	第33条の6の2	免許証等の更新を受けることができなかったやむを得ない事情の認定			試	島

道路交通法施行規則 (昭和35年総理府令 第60号)	第6条の3の5	高齢運転者等標章の記載事項 変更届出の受理			○	
	第9条の9第1項	安全運転管理者の資格要件の 認定		○		
	第9条の9第2項	副安全運転管理者の資格要件 の認定		○		
	第9条の19 第1項	特定自動運行の許可証の交付			○	
	第9条の19 第2項	特定自動運行の許可証の再交 付			○	
	第9条の21 第2項	特定自動運行許可申請者に対 する審査に必要な資料提出の要 求		○		
	第9条の22	特定自動運行許可をしようと する場合における知事等の意見 の聴取		○		
	第9条の23 第1項	特定自動運行計画の変更許可 申請書の受理		○		
	第9条の23 第2項(第9 条の21第2 項・第9条の 22)	特定自動運行計画変更許可申 請者に対する審査に必要な資料 提出の要求及び特定自動運行計 画の変更許可をしようとする場 合における知事等の意見の聴取		○		
	第9条の23 第3項	特定自動運行計画の変更許可 の通知並びに変更前の許可証の 返納及び許可証の再交付		○		
	第9条の25 第3項	特定自動運行許可証の書換え			○	
	第9条の33	特定自動運行の許可の取消し 又は効力の停止の通知		○		

第9条の38 第1項・第3項	特定自動運行許可証の返納		○		
第9条の38 第4項	特定自動運行許可証の返納の 公示		○		
第18条の2 の3第5項	検査合格証明書の交付			試	
第18条の3	免許の拒否等に係る通知			免	
第22条第1 項	免許試験の場所等の指定			試	島
第22条第2 項	受験の日時又は場所の指定			試	島
第22条第3 項	新たな受験の日時の指定			試	島
第24条第1 1項	技能試験に使用する自動車の 提供又は指定			試	島
第24条第1 2項	技能試験官の指定		○		
第28条	運転免許試験成績証明書の交 付			試	
第28条の2 (第22条・ 第23条の 2・第24条 －第26条)	再試験に係る免許試験の場所 等の指定及び再試験に使用する 自動車の提供又は指定			試	
	再試験に係る受験の日時又は 場所の指定及び新たな受験の日 時の指定			免	
	再試験に係る技能試験官の指 定		○		

第29条の2 の5第4項	臨時認知機能検査等を受けないやむを得ない理由の受理			免	島
第29条の2 の6第4項	臨時高齢者講習を受けないやむを得ない理由の受理			免	島
第30条の1 0第1項	運転経歴証明書の記載事項変更届出の受理及び運転経歴証明書への変更事項の記載			試	○
第30条の1 1第1項	運転経歴証明書再交付申請書の受理及び運転経歴証明書の再交付			試	島
第30条の1 2	運転経歴証明書の返納			試	○
第30条の1 2第2項・第3項	運転経歴証明書の返納及び運転経歴証明書返納届の受理			試	○
第30条の1 5第1項	運転経歴情報個人番号カードのみを有する者に係る住所等の変更の届出の受理			試	○
第30条の1 6第1項・第2項	運転経歴情報の抹消及び運転経歴情報抹消届の受理			試	○
第31条の5 第3項	自動車教習所の廃止又は変更の届出の受理			免	
第36条	指定申請書の記載事項変更届出の受理			免	
第38条第1 8項	講習終了証明書の交付			免	
第38条の2	特定任意講習終了証明書の交付			免	

	第 3 8 条の 4 第 3 項	初心運転者講習を受講しない やむを得ない理由を証する書類 の受理			免	
	第 3 8 条の 4 の 2 第 3 項	違反者講習を受講しないやむ を得ない理由を証する書類の受 理			免	
	第 3 8 条の 4 の 2 の 2 第 3 項	若年運転者講習を受講しない やむを得ない理由を証する書類 の受理			免	
	第 3 8 条の 4 の 6	運転免許取得者等教育に係る 報告等			免	
	第 3 8 条の 4 の 7	運転免許取得者等検査に係る 報告等			免	
地域交通安全活動推進 委員及び地域交通安全 活動推進委員協議会に 関する規則（平成 2 年 国家公安委員会規則第 7 号）	第 1 条第 2 項	地域交通安全活動推進委員の 周知の措置		○		
	第 6 条第 1 項・第 2 項	身分証明書の貸与			○	
	第 7 条	標章の貸与			○	
	第 8 条第 1 項	地域交通安全活動推進委員に 対する講習の実施		○		
	第 9 条	地域交通安全活動推進委員の 職務に関する指導		○		
	第 1 4 条	地域交通安全活動推進委員協 議会に対する報告又は資料提出 の要求			○	
	第 1 5 条	地域交通安全活動推進委員協 議会に対する勧告		○		

確認事務の委託の 等に関する規則（平成 16年国家公安委員会 規則第23号）	第6条	駐車監視員資格者講習の公示			○	
	第7条第1項	駐車監視員資格者講習受講申 込書の受理				○
	第8条	駐車監視員資格者講習の実施			○	
	第9条第1項	駐車監視員資格者講習修了証 明書の交付			○	
	第9条第2項	駐車監視員資格者講習修了証 明書の再交付			○	○
	第10条第1 項	駐車監視員資格者講習修了者 と同等以上の技能及び知識を有 する者の認定		○		
	第10条第2 項	認定申請書の受理				○
	第10条第4 項	認定書の交付			○	
	第10条第5 項（第9条第 2項）	認定書の再交付			○	○
	第13条第1 項	駐車監視員資格者証の書換え 交付			○	○
	第13条第2 項	駐車監視員資格者証の再交付			○	○
	第14条第1 項	返納命令書の交付			○	
	第14条第2 項	駐車監視員資格者証の返納			○	

交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）	第2条	東京都交通安全活動推進センターの指定の公示		○		
	第3条第1項	申請書の記載事項の変更届出の受理		○		
	第3条第2項	変更届出の公示		○		
	第3条第3項	添付書類の記載事項の変更届出の受理		○		
	第7条第1項	事業計画書及び収支予算書の受理		○		
	第7条第2項	事業報告書及び収支決算書の受理		○		
	第7条第3項	東京都交通安全活動推進センターに対する報告及び資料提出の要求		○		
	第8条	交通事故相談員等の解任勧告		○		
	第9条	東京都交通安全活動推進センターの指定取消しの公示		○		
届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号）	第1条第1項－第10項	届出自動車教習所が行う教習の課程の指定		○		
	第2条第1項	指定に係る申請の受理			免	
	第3条	指定書の交付			免	
	第4条	添付書類の記載事項の変更届出の受理			免	

	第 7 条	特定届出自動車教習所の設置者又は管理者に対する報告及び資料提出の要求			免	
	第 8 条第 1 項	届出自動車教習所が行う教習課程の指定取消し		○		
	第 8 条第 2 項	指定取消通知書による通知			免	
技能検定員審査等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 3 号）	第 1 条	技能検定員審査の実施			免	
	第 2 条	技能検定員審査の公示			免	
	第 3 条第 1 項	技能検定員審査申請書の受理			免	
	第 5 条第 1 項	技能検定員審査合格証明書の交付			免	
	第 5 条第 2 項	技能検定員審査合格証明書の再交付			免	
	第 6 条	技能検定員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有する者の認定			免	
	第 7 条第 2 項	技能検定員交付申請書の受理			免	
	第 8 条第 1 項	技能検定員資格者証の再交付			免	
	第 8 条第 2 項	技能検定員資格者証の書換え			免	
	第 1 0 条第 1 項	教習指導員審査の実施			免	

	第 1 0 条第 2 項 (第 2 条)	教習指導員審査の公示			免	
	第 1 1 条第 1 項	教習指導員審査申請書の受理			免	
	第 1 3 条第 1 項	教習指導員審査合格証明書の交付			免	
	第 1 3 条第 2 項 (第 5 条第 2 項)	教習指導員審査合格証明書の再交付			免	
	第 1 4 条	教習指導員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有する者の認定			免	
	第 1 5 条第 2 項	交付申請書の受理			免	
	第 1 6 条第 1 項 (第 8 条)	教習指導員資格者証の再交付及び書換え			免	
指定講習機関に関する規則 (平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号)	第 3 条	指定の公示		○		
	第 4 条第 1 項	名称等の変更届出の受理		○		
	第 4 条第 2 項	名称等の変更の公示		○		
	第 4 条第 3 項	添付書類の記載事項の変更届出の受理		○		
	第 1 1 条	講習結果報告の受理		○		
	第 1 3 条	事業報告書及び収支決算書の受理		○		

	第14条第2項	休止又は廃止の許可の公示		○		
	第15条	指定の取消しの公示		○		
	第17条	講習を受講する特定講習指導員の指名		○		
大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第4号）	第2条第1項	申請書の受理			免	
	第3条	指定書の交付			免	
	第4条	変更の届出の受理			免	
	第8条	特例教習実施施設の設置者又は管理者に対する報告及び資料提出の要求			免	
	第9条第1項	特例教習の課程の指定の取消し			免	
	第9条第2項	指定取消通知書による通知			免	
運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）	第4条第2項	業務を適正かつ確実に行うことができる者の指定			免	
	第7条第1項	名称等の変更届出の受理			免	
	第7条第2項	名称等の変更の公示			免	
	第7条第3項	添付書類の内容の変更届出の受理			免	

	第 1 2 条	認定の取消しの公示			免	
運転免許取得者等検査 の認定に関する規則 (令和 4 年国家公安委 員会規則第 8 号)	第 4 条第 1 項・第 2 項	業務を適正かつ確実に行うこ とができる者の指定			免	
	第 8 条第 1 項	名称等の変更届出の受理			免	
	第 8 条第 2 項	名称等の変更の公示			免	
	第 8 条第 3 項	添付書類の内容の変更届出の 受理			免	
	第 1 3 条	認定の取消しの公示			免	
道路交通法の規定に基 づく意見の聴取及び弁 明の機会の付与に関す る規則 (平成 6 年国家 公安委員会規則第 2 7 号)	第 5 条第 1 項・第 2 項	書面の受理			免	
	第 6 条第 1 項	書面の受理			免	
	第 6 条第 2 項	出頭の許可			免	
	第 6 条第 3 項	許可の通知			免	
	第 8 条第 1 項	期日及び場所の変更			免	
	第 8 条第 3 項	変更の通知及び公示			免	
	第 1 1 条第 2 項	期日及び場所の告知並びに公 示			免	

	第 1 3 条	報告の受理			免	
	第 1 4 条第 1 項	書面による弁明の許可			免	
	第 1 4 条第 2 項	弁明録取者の指名			免	
	第 1 5 条第 3 項	弁明調書の受理			免	
東京都道路交通規則 (昭和 4 6 年東京都公安委員会規則第 9 号)	第 2 条第 2 項	通行禁止及び駐車禁止の除外 標章交付申請書の受理			○	
	第 2 条第 4 項	標章の有効期限の設定及び交付			○	
	第 2 条第 7 項	標章の再交付申請の受理			○	
	第 2 条第 8 項	標章の記載事項変更			○	○
	第 2 条第 1 0 項	標章の返納			○	
	第 1 3 条第 1 項	安全運転管理者証及び副安全 運転管理者証の交付				○
	第 2 0 条第 4 項	免許試験の出張実施に係る必 要性の認定			免 試	島
	第 2 1 条の 2 第 2 項	認知機能検査員審査の申請書 の受理			免	
	第 2 1 条の 2 第 3 項	認知機能検査員審査合格証明 書の交付			免	

第 2 1 条の 2 第 4 項	認知機能検査員講習の受講申請書の受理			免	
第 2 1 条の 2 第 5 項	認知機能検査員講習修了証明書の交付			免	
第 2 4 条第 1 2 項	講習日時及び場所の指定			免	
第 2 4 条第 1 3 項	新たな受講日時及び場所の指定			免	
第 2 4 条第 1 5 項	取消処分者講習終了証明書、 初心運転者講習終了証明書及び 若年運転者講習終了証の交付			免	
第 2 5 条第 2 項	指定証の交付		○		
第 2 5 条の 2 第 2 項	届出確認証の交付		○		
第 2 6 条第 2 項	指定証等の再交付		○		
第 2 6 条第 3 項	指定証等の記載事項変更届出 の受理		○		
第 2 6 条第 4 項	指定証等の返納		○		
第 3 2 条	地域交通安全活動推進委員委 嘱に係る公示			○	
第 3 7 条	登録及び登録の更新の結果通 知			○	
第 4 1 条	駐車監視員資格者証の不交付 の通知			○	

放置違反金に係る納付命令、督促及び滞納処分並びに延滞金に関する規則（平成18年5月19日東京都公安委員会規則第10号）	第10条第1項	放置違反金滞納処分職員の指定			○	
	第10条第2項	放置違反金滞納処分職員証の交付			○	
自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）	第8条	保管場所が確保されていないおそれがある自動車に係る通知の受理			○	
	第9条第1項	運行供用の制限命令			○	
	第9条第2項	運行供用の制限命令に係る文書の交付及び標章の貼り付け			○	
	第9条第3項	保管場所の確保に係る申告の受理			○	
	第9条第4項	保管場所の確認			○	
	第9条第5項	保管場所の確認の通知及び標章の除去			○	
	第10条第2項	聴聞の通知及び公示			○	
	第12条	自動車の保有者等に対する報告及び資料提出の要求			○	
	第13条第2項	運送事業用自動車の保有者が保管場所を確保していないおそれがあると認めるときの行政庁への通知		○		
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	第4条	自動車運転代行業の認定		○		
	第5条第1項	認定の申請書の受理		○		

第5条第2項	認定の通知		○		
第5条第4項 ・第28条	東京都知事との事前協議		○		
第7条第2 項・第28条	東京都知事との事前協議		○		
第8条第1項	申請内容に係る変更届出書の 受理		○		
第8条第2 項・第28条	変更届出に係る東京都知事へ の通知		○		
第9条第1 項・第2項	廃業等の届出書の受理		○		
第9条第3 項・第28条	廃業等の届出書を受理した旨 の東京都知事への通知		○		
第21条第1 項	報告及び資料提出の要求			○	
第21条第3 項	身分を示す証票の貸与			○	
第22条第1 項・第28条	自動車運転代行業者に対する 指示及び指示に係る東京都知事 への通知		○		
第22条第2 項・第28条	東京都知事からの通知の受理		○		
第23条第2 項・第28条	営業停止命令に係る東京都知 事からの要請の受理		○		
第23条第3 項・第28条	営業停止命令に係る東京都知 事との事前協議		○		

	第24条第2項・第28条	営業廃止命令に係る東京都知事との事前協議		○		
	第25条第1項	処分移送通知書の送付		○		
	第25条第2項	処分移送通知書に基づく処分		○		
	第25条第3項（同条第1項）	処分移送通知書に基づく処分をする際の処分移送通知書の送付		○		
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）	第48条第2項	防災訓練実施時における通行の禁止又は制限		○		
	第76条第1項	災害発生時における緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限		○		
	第76条第2項	通行禁止区域等の周知措置		○		
	第76条の4第1項	災害発生時における道路管理者に対する必要な措置の要請		○		
	第76条の5	国家公安委員会からの通行禁止等に関する事項についての指示に対する措置		○		
災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）	第20条の2第3項	防災訓練実施時における道路管理者からの意見の聴取		○		
	第20条の2第4項	防災訓練実施時における関係道府県公安委員会への通知		○		
	第20条の2第5項	防災訓練実施時における通行の禁止又は制限に関する広報		○		
	第32条第2項	災害発生時における道路管理者への交通規制の通知		○		

	第 3 2 条第 3 項	災害発生時における関係道府県公安委員会への交通規制の通知		○		
	第 3 3 条第 1 項	緊急通行車両であることの確認			○ 交高	○
	第 3 3 条第 3 項	緊急通行車両であることの標章及び証明書の交付			○ 交高	○
	第 3 3 条の 3 第 1 項	災害発生時に指定する道路の区間等に係る道路管理者からの通知の受理		○		
大規模地震対策特別措置法（昭和 5 3 年法律第 7 3 号）	第 2 4 条	警戒宣言が発せられた場合における通行の禁止又は制限		○		
	第 3 2 条第 2 項	防災訓練実施時における通行の禁止又は制限		○		
大規模地震対策特別措置法施行令（昭和 5 3 年政令第 3 8 5 号）	第 1 1 条第 2 項	警戒宣言が発せられた場合における通行の禁止又は制限の道路管理者への通知		○		
	第 1 1 条第 3 項	警戒宣言が発せられた場合における通行の禁止又は制限の関係道府県公安委員会への通知		○		
	第 1 2 条第 1 項	緊急輸送車両であることの確認			○ 交高	○
	第 1 2 条第 3 項	標章及び証明書の交付			○ 交高	○
	第 1 8 条第 3 項	防災訓練実施時の通行の禁止又は制限時における道路管理者の意見聴取		○		
	第 1 8 条第 4 項	防災訓練実施時の通行の禁止又は制限時における関係道府県公安委員会への通知		○		
原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号）	第 2 8 条第 2 項（災害対策基本法第 7 6 条第 1 項）	原子力緊急事態宣言時における緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限		○		

	第28条第2項（災害対策基本法第76条の5）	国家公安委員会からの通行禁止等に関する事項についての指示に対する措置		○		
原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）	第8条第2項（災害対策基本法施行令第32条第2項）	原子力緊急事態宣言時における道路管理者への交通規制の通知		○		
	第8条第2項（災害対策基本法施行令第32条第3項）	原子力緊急事態宣言時における関係道府県公安委員会への交通規制の通知		○		
	第8条第2項（災害対策基本法施行令第33条第1項）	緊急通行車両であることの確認			○ 交高	○
	第8条第2項（災害対策基本法施行令第33条第3項）	緊急通行車両であることの標章及び証明書の交付			○ 交高	○
	第8条第2項（災害対策基本法施行令第33条の3第1項）	原子力緊急事態宣言時に指定する道路の区間等に係る道路管理者からの通知の受理		○		
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）	第42条第2項	国民の保護のための措置についての訓練実施時における通行の禁止又は制限		○		
	第155条第1項	国民の保護のための措置を実施する場合の通行の禁止又は制限		○		
	第155条第2項（災害対策基本法第76条第2項）	通行禁止区域等の周知措置		○		
	第155条第2項（災害対策基本法第76条の5）	国家公安委員会からの通行禁止等に関する事項についての指示に対する措置		○		

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）	第39条（災害対策基本法施行令第32条第2項）	国民の保護のための措置の実施時における道路管理者への交通規制の通知		○		
	第39条（災害対策基本法施行令第32条第3項）	国民の保護のための措置の実施時における関係道府県公安委員会への交通規制の通知		○		
	第39条（災害対策基本法施行令第33条第1項）	緊急通行車両であることの確認			○ 交高	○
	第39条（災害対策基本法施行令第33条第3項）	緊急通行車両であることの標章及び証明書の交付			○ 交高	○
道路法（昭和27年法律第180号）	第95条の2第1項	道路管理者に対する回答及び通知の受理			○	○
	第95条の2第2項	道路管理者との道路の立体的区域の決定及び変更、自動車専用道路の指定並びに自動車専用道路と他の道路との連絡位置の決定に関する協議及び通知の受理		○	○	
高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）	第24条の2（道路法第95条の2第2項）	国土交通大臣との高速自動車国道への区画線の設置並びに高速自動車国道への通行の禁止及び制限に関する協議及び通知の受理			○	
駐車場法（昭和32年法律第106号）	第3条第2項	駐車場整備地区に関する都市計画の策定又は同意に関する東京都知事への回答			○	
	第4条第3項	駐車場整備計画策定の際における区市町村への回答			○	
	第4条第4項	区市町村からの駐車場整備計画策定の通知の受理			○	

	第4条第5項 (同条第3項・第4項)	駐車場整備計画変更の際における区市町村への回答及び通知の受理			○	
	第5条第2項	路上駐車場の設置に関する地方公共団体の長への回答			○	
駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)	第7条第3項	路外駐車場の設置に係る国土交通大臣との協議及び回答			○	
自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)	第19条	自動車ターミナル事業の許可及び一般自動車ターミナルの位置等の変更の許可に関する国土交通大臣への意見の回答		○		
共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和38年法律第81号)	第3条第3項	道路管理者への意見の回答		○		
タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)	第43条第3項	タクシー乗り場並びにタクシーの乗車を禁止する地区及び時間の指定に関する国土交通大臣との協議		○		
幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)	第5条第3項	沿道整備道路の指定に関する東京都知事との協議		○		
	第5条第6項 (同条第3項)	沿道整備道路の指定の変更又は解除に関する東京都知事との協議		○		
	第7条第1項	道路交通騒音減少のための必要な措置		○		
	第7条の2第1項	道路交通騒音減少計画の策定		○		
	第7条の2第3項	道路交通騒音減少計画の公表及び東京都知事への通知		○		
	第7条の2第4項 (同条第3項)	道路交通騒音減少計画の変更の公表及び東京都知事への通知		○		
	第8条第1項	沿道整備協議会への参画		○		

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 3 9 号）	第 3 条第 2 項	道路管理者への意見の回答			○	
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 1 9 年法律第 5 9 号）	第 5 条第 1 0 項	地域公共交通計画の作成についての地方公共団体との協議		○		
	第 5 条第 1 1 項	地域公共交通計画の受理		○		
	第 5 条第 1 3 項（同条第 1 0 項・第 1 1 項）	地域公共交通計画の変更についての地方公共団体との協議及び変更した地域公共交通計画の受理		○		
	第 8 条第 3 項	軌道運送高度化事業を実施しようとする者への意見		○		
	第 8 条第 5 項	軌道運送高度化実施計画の受理		○		
	第 8 条第 6 項（同条第 3 項・第 5 項）	軌道運送高度化実施計画の変更についての軌道運送高度化事業を実施しようとする者への意見及び変更した軌道運送高度化実施計画の受理		○		
	第 1 3 条第 3 項	道路運送高度化事業を実施しようとする者への意見		○		
	第 1 3 条第 5 項	道路運送高度化実施計画の受理		○		
	第 1 3 条第 6 項（同条第 3 項・第 5 項）	道路運送高度化実施計画の変更についての道路運送高度化事業を実施しようとする者への意見及び変更した道路運送高度化実施計画の受理		○		
	第 1 4 条第 5 項	国土交通大臣への意見		○		
	第 2 7 条の 2 第 4 項	地域旅客運送サービス継続実施計画を作成する際の地方公共団体への意見		○		

第27条の2 第5項	地域旅客運送サービス継続実施計画の受理		○		
第27条の2 第6項（同条 第4項・第5 項）	地域旅客運送サービス継続実施計画の変更についての地方公共団体への意見及び変更した地域旅客運送サービス継続実施計画の受理		○		
第27条の3 第4項	地域旅客運送サービス継続実施計画についての国土交通大臣への意見		○		
第27条の3 第7項（同条 第4項）	地域旅客運送サービス継続実施計画の変更についての国土交通大臣への意見		○		
第27条の6 第3項	貨客運送効率化実施計画を作成する際の貨客運送効率化事業を実施しようとする者への意見		○		
第27条の6 第4項	貨客運送効率化実施計画の受理		○		
第27条の6 第5項（同条 第3項・第4 項）	貨客運送効率化実施計画の変更についての貨客運送効率化事業を実施しようとする者への意見及び変更した貨客運送効率化実施計画の受理		○		
第27条の1 4第5項	地域公共交通利便増進実施計画を作成する際の地方公共団体への意見		○		
第27条の1 4第6項	地域公共交通利便増進実施計画の受理		○		
第27条の1 4第7項（同 条第5項・第 6項）	地域公共交通利便増進実施計画の変更についての地方公共団体への意見及び変更した地域公共交通利便増進実施計画の受理		○		
第27条の1 5第4項	地方公共交通利便増進実施計画についての国土交通大臣への意見		○		
第27条の1 5第7項（同 条第4項）	地方公共交通利便増進実施計画の変更についての国土交通大臣への意見		○		

	第 2 7 条の 1 8 第 8 項	認定区域内計画外事業に関する 地方公共団体との協議		○		
	第 3 0 条第 5 項	新地域旅客運送事業計画につ いての国土交通大臣への意見		○		
地域再生法（平成 1 7 年法律第 2 4 号）	第 1 7 条の 3 6 第 2 項	地域住宅団地再生事業計画の の作成についての市町村との協 議		○		
	第 1 7 条の 4 4 第 4 項	住宅団地再生道路運送利便増 進実施計画についての国土交通 大臣への意見		○		
地域再生法に基づく住 宅団地再生道路運送利 便増進実施計画の認定 に係る都道府県公安委 員会の意見の聴取に関 する命令（令和元年内 閣府・国土交通省令第 4 号）	第 1 条	住宅団地再生道路運送利便増 進実施計画についての意見を求 める旨の書面の受理		○		
	第 2 条	意見の提出		○		
	第 4 条	処分の通知の受理		○		
	第 5 条	住宅団地再生道路運送利便増 進実施計画の変更についての国 土交通大臣への意見及び変更し た処分の通知の受理		○		
高齢者、障害者等の移 動等の円滑化の促進に 関する法律（平成 1 8 年法律第 9 1 号）	第 2 4 条の 2 第 6 項	移動等円滑化促進方針を作成 する際の区市町村への意見		○		
	第 2 4 条の 2 第 7 項	移動等円滑化促進方針の受理		○		
	第 2 4 条の 2 第 1 0 項（同 条第 6 項・第 7 項）	移動等円滑化促進方針の変更 についての区市町村への意見及 び変更した移動等円滑化促進方 針の受理		○		
	第 2 4 条の 4 第 4 項	移動等円滑化促進方針の作成 に関する区市町村との協議		○		

第25条第7項	基本構想に定めようとする特定事業に関する事項についての区市町村との協議		○		
第25条第8項	特定事業に関する事項についての基本構想案の作成及び区市町村への提出		○		
第25条第10項（第24条の2第7項）	基本構想の受理		○		
第25条第11項（第24条の2第7項・第25条第7項・第8項）	変更した基本構想の受理、変更する基本構想に定めようとする特定事業に関する事項についての区市町村との協議並びに特定事業に関する事項についての変更する基本構想案の作成及び区市町村への提出		○		
第26条第4項	基本構想の作成に関する区市町村との協議		○		
第27条第1項	基本構想の作成又は変更の提案		○		
第31条第4項	道路特定事業計画を定める際の道路管理者への意見		○		
第31条第6項	道路特定事業計画の受理		○		
第31条第7項（同条第4項・第6項）	道路特定事業計画の変更についての道路管理者への意見及び変更した道路特定計画の受理		○		
第36条第1項	交通安全特定事業計画の作成及び実施		○		
第36条第4項	関係する区市町村及び道路管理者からの意見聴取		○		
第36条第5項	交通安全特定事業計画の公表並びに関係する区市町村及び道路管理者への送付		○		

	第36条第6項（同条第4項・第5項）	交通安全特定事業計画の変更についての関係する区市町村及び道路管理者からの意見聴取、変更した交通安全特定事業計画の公表並びに関係する区市町村及び道路管理者への送付		○		
--	--------------------	--	--	---	--	--

注1 条項欄の（ ）は準用元の条文を示す。

2 「免」は運転免許本部長、「交」は交通機動隊長、「高」は高速道路交通警察隊長、「島」は島部警察署長、「指」は東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号）第19条第3項から第5項まで及び第7項の規定により警視総監が指定する警察署長が事務処理できることを指す。

別表第4 警備部

事務内容			事務処理区分			
法律等	条項	内容	警視 総監	部長	課長	署長
集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和25年東京都条例第44号）	第3条第1項	集会、集団行進及び集団示威運動の許可		○		○
	第3条第2項	許可した旨を記入した申請書の交付		○		○
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）	第102条第5項	立入制限区域の指定		○		
	第102条第6項	立入制限区域の指定に伴う生活関連等施設の管理者に対する通知及び必要な事項の公示		○		
	第183条（第102条第5項・第6項）	緊急対処事態における立入制限区域の指定並びに指定に伴う生活関連等施設の管理者に対する通知及び必要な事項の公示		○		
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第10条第3項	通報の受理				○

注 条項欄の（ ）は準用元の条文を示す。

別表第5 地域部

事務内容			事務処理区分			
法令	条項	内容	警視 総監	部長	課長	署長
東京都水上安全条例 (平成30年東京都条例第46号)	第15条第3項	港長との協議			○	
	第19条第1項	マリーナ事業者の事業の開始の届出の受理				○
	第19条第2項	マリーナ事業者の事業の変更又は廃止の届出の受理				○
	第21条	マリーナ事業者に対する指示			○	○
	第22条第1項	マリーナ事業者に対する報告又は資料の提出の要求			○	○
	第22条第3項	警察職員の身分を示す証明書の交付及び返納			○	

別表第6 刑事部

事務内容			事務処理区分			
法令	条項	内容	警視 総監	部長	課長	署長
国際捜査共助等に関する法律（昭和55年法律第69号）	第14条第2項	国家公安委員会に対する証拠の送付		○		
東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成17年東京都条例第67号）	第15条第3項	証票の交付及び返納			○	
	第16条第4項	知事への通知		○		
	第18条の2	知事への要請		○		
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）	第5条第2項	意見聴取の通知及び公示			○	
	第6条第4項	国家公安委員会からの確認結果の通知の受理		○		
	第7条第1項	指定の公示			○	
	第7条第3項	指定の通知			○	
	第7条第4項	公示事項の変更の公示			○	
	第8条第5項	国家公安委員会からの確認結果の通知の受理		○		
	第8条第7項（第7条第1項・第3項）	指定取消しの公示及び通知			○	
	第13条	暴力的要求行為又は準暴力的要求行為の相手方に対する援助			○	

第14条第1項	事業者に対する援助			○	
第14条第2項	責任者講習の実施			○	
第15条第4項	事務所使用制限命令に係る標章の貼り付け			○	
第15条第5項	標章の除去			○	
第15条の2第5項	特定抗争指定暴力団等の指定に係る標章の貼り付け			○	
第15条の2第6項	標章の除去			○	
第15条の2第8項（第5条・第7条）	意見聴取の公示及び通知、指定の公示、指定の通知並びに公示事項変更の公示			○	
第15条の2第9項（第5条・第7条第1項－第3項）	意見聴取の通知及び公示、指定の公示並びに指定の通知			○	
第15条の4第2項（第7条第1項・第3項）	特定抗争指定暴力団等の指定の取消しの公示及び通知			○	
第28条第1項	離脱希望者に対する援護等の措置			○	
第28条第3項	東京都暴力追放運動推進センターに対する報告の要求		○		
第30条の8第4項（第5条・第7条）	特定危険指定暴力団等の指定に係る意見聴取の公示及び通知、指定の公示、指定の通知並びに公示事項の変更の公示			○	

第30条の8 第5項（第5条・第7条第1項－第3項）	特定危険指定暴力団等の指定に関する警戒区域の変更に係る意見聴取の通知及び公示、指定の公示並びに指定の通知			○	
第30条の1 第3項	特定危険指定暴力団等の事務所使用制限命令に係る標章の貼り付け			○	
第30条の1 第4項	標章の除去			○	
第30条の1 第2項（第7条第1項・第3項）	特定危険指定暴力団等の指定の取消しの公示及び通知			○	
第32条の3 第5項	東京都暴力追放運動推進センターに対する改善命令	○			
第32条の6 第1項	適格都道府県センターの認定に係る申請書の国家公安委員会への送付		○		
第33条第1項	指定暴力団員その他の関係者に対する報告及び資料提出の要求		○		
	事務所への立入検査の実施			○	○
第33条第2項	身分を示す証明書の交付及び返納			○	
第34条第2項	意見聴取の通知及び公示			○	
第35条第4項	他の公安委員会に対する仮の命令の通知		○		
第36条第1項	国家公安委員会への報告			○	

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号。以下「施行規則」という。）	第36条第2項	国家公安委員会からの通報の受理		○		
	第36条第3項	国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理			○	
	第36条第4項	官庁、公共団体その他の者に対する協力要求			○	
	第16条第1項	被害回復アドバイザーによる事務処理			○	
	第17条第1項	責任者選任届出の受理			○	
	第19条第1項	責任者講習の通知			○	
	第19条第2項	責任者講習受講申込書の受理			○	
	第19条第3項	受講修了書の交付			○	
	第21条第1項	特定抗争指定暴力団等の指定の期限延長に係る通知			○	
	第25条第1項	社会復帰アドバイザーによる事務処理			○	
	第25条第2項	社会復帰アドバイザーによる啓発活動			○	
	第26条第1項	東京都暴力追放運動推進センターからの連絡の受理		○		
	第30条第1項	特定危険指定暴力団等の指定の期限延長に係る通知			○	

	第 3 5 条第 1 項	提出資料目録の作成			○	
	第 3 5 条第 2 項	提出資料目録の写しの交付			○	
	第 3 5 条第 3 項	提出資料の返還			○	
	第 3 9 条	他の公安委員会への照会及び回答			○	
	第 4 0 条第 1 項	他の公安委員会への照会及び回答			○	
	第 4 0 条第 2 項	違反行為等に関する事実に係る書類その他の物件の他の公安委員会への送付及び受理			○	
	第 4 1 条第 1 項	他の公安委員会との協力			○	
	第 4 1 条第 2 項	他の公安委員会との連絡及び適切な措置の実施			○	
	第 4 7 条第 3 項	郵便等による送達をした場合における記録の作成			○	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 5 号）	第 5 条第 1 項	忌避の申出の受理			○	
	第 9 条第 1 項	代理人選任届出書の受理			○	
	第 1 0 条第 1 項	補佐人申請の許可		○		
	第 1 0 条第 2 項	補佐人申請の許可の通知			○	

第 1 1 条	付添いの勧告		○		
第 1 1 条の 2 第 1 項	出頭及び意見の陳述の許可に係る申請書の受理			○	
第 1 1 条の 2 第 2 項	出頭及び意見の陳述の許可に係る通知			○	
第 1 2 条第 1 項	参考人の出席要求		○		
第 1 2 条第 2 項	参考人申出書の受理			○	
第 1 2 条第 3 項	参考人の出席要求に係る通知			○	
第 1 6 条第 1 項	意見聴取期日又は場所の変更の申出書の受理			○	
第 1 6 条第 3 項	意見聴取期日又は場所の変更の通知及び公示			○	
第 1 7 条第 1 項	陳述書の提出要求		○		
第 1 7 条第 2 項	陳述書の受理			○	
第 2 3 条第 2 項	意見聴取続行の通知及び公示			○	
第 2 7 条	証拠書類又は証拠物の受理			○	
第 2 8 条	物件の提出要求		○		

第 2 9 条	参考人への証言要求の申出の受理			○	
第 3 0 条	鑑定要求の受理			○	
第 3 1 条	検証要求の受理			○	
第 3 4 条第 1 項	期日外における証拠調		○		
第 3 4 条第 2 項	期日外における証拠調の日時及び場所の通知			○	
第 3 5 条第 1 項	提出物目録の作成			○	
第 3 5 条第 2 項（施行規則第 3 5 条第 2 項・第 3 項）	提出物目録の写しの交付及び提出物の返還			○	
第 3 8 条	意見聴取の公示に伴う措置			○	
第 3 9 条第 1 項	意見聴取期日又は場所の変更を申し出ることができる旨の書面通知			○	
第 3 9 条第 2 項（第 1 6 条第 3 項）	意見聴取の期日又は場所の変更の通知及び公示			○	
第 4 0 条第 2 項	改めて行う意見聴取の通知及び公示			○	
第 4 1 条第 2 項（施行規則第 4 7 条第 3 項）	郵便等による送達をした場合における記録の作成			○	

暴力追放運動推進センターに関する規則 (平成3年国家公安委員会規則第7号)	第1条第1項	東京都暴力追放運動推進センター（以下この項において「暴追センター」という。）の指定申請書の受理		○		
	第2条	暴追センターの指定の公示		○		
	第3条第1項	暴追センターの名称等の変更の届出書の受理		○		
	第3条第2項	暴追センターの名称等の変更の公示		○		
	第3条第3項	申請書添付書類の内容の変更届出の受理		○		
	第7条第1項	相談事業規程の承認（変更の承認を含む。）		○		
	第8条第1項	相談事業開始届出の受理		○		
	第8条第2項	相談事業開始の公示		○		
	第9条第1項	相談事業の休止又は廃止の届出の受理		○		
	第9条第2項	相談事業再開の届出の受理		○		
	第9条第3項	相談事業の休止若しくは廃止又は再開の公示		○		
	第12条第1項	事業計画書及び収支予算書の受理		○		
	第12条第2項	事業報告書及び収支決算書の受理		○		

	第 1 2 条第 3 項	事業運営状況等の報告又は資料提出の要求		○		
	第 1 3 条第 1 項	役員の解任勧告		○		
	第 1 3 条第 2 項	暴力追放相談委員の解任勧告		○		
	第 1 4 条	暴迫センターの指定取消しの公示		○		
東京都暴力団排除条例（平成 2 3 年東京都条例第 5 4 号）	第 1 3 条	暴力団排除活動に資する請求をする者等に対する援助の措置			○	
	第 2 6 条第 1 項	事業者等に対する報告及び資料提出の要求			○	○
	第 2 6 条第 2 項	警察職員の身分を示す証明書の交付及び返納			○	
	第 2 7 条	事業者等に対する勧告		○		
	第 2 8 条	勧告を行う前の事実の報告等の受理			○	島
	第 2 9 条第 3 項	公表に係る者に対する意見を述べる機会の付与		○		
東京都暴力団排除条例施行規則（平成 2 3 年 7 月 1 5 日東京都公安委員会規則第 7 号）	第 9 条第 1 項・第 2 項	意見聴取の期日又は場所の変更		○		
	第 9 条第 3 条	意見聴取の期日又は場所の変更の通知		○		
	第 1 3 条第 2 項	聴聞に係る通知		○		

不当要求情報管理機
関登録規程（平成 3
年国家公安委員会告
示第 5 号）

第 2 条	不当要求情報管理機関の登録		○		
第 4 条第 1 項	不当要求情報管理機関登録申 請書の受理			○	
第 5 条	不当要求情報管理機関登録簿 への登載			○	
第 6 条	登録証の交付			○	
第 8 条第 1 項	登録更新申請の受理			○	
第 8 条第 2 項 （第 4 条－第 6 条）	登録の更新に係る申請書の受 理、不当要求情報管理機関登録 簿への登載及び登録証の交付			○	
第 9 条第 1 項	登録申請事項の変更届出書の 受理			○	
第 9 条第 2 項	登録証の書換え			○	
第 10 条第 1 項	主たる事務所の所在地移転登 録申請の受理			○	
第 10 条第 2 項（第 4 条－ 第 6 条）	主たる事務所の所在地移転に 係る移転登録申請書の受理、不 当要求情報管理機関登録簿への 登載及び登録証の交付			○	
第 11 条	登録に係る事業の廃止届出の 受理			○	
第 12 条第 1 項	登録の取消し		○		
第 12 条第 2 項	登録取消しの通知			○	

	第 1 3 条	登録証の返納			○	
	第 1 4 条	実施状況の報告要求		○		

注 1 条項欄の（ ）は準用元の条文を示す。

2 「島」は島部警察署長が事務処理できることを指す。

別表第 7 生活安全部

事務内容			事務処理区分			
法令	条項	内容	警視 総監	部長	課長	署長
特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第12号）	第3条第1項・第2項	錠取扱業者団体への援助			○	
	第3条第3項（第2条第2項）	援助に基づいて講じた措置に関する報告又は資料提出の要求			○	
自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第12号）	第2条第1項・第2項	指定を受けようとする団体からの申請書及び添付書類の受理		○		
	第3条第1項	申請書又は添付書類の記載事項変更届の受理		○		
	第3条第2項	登録業務の実施要領変更届の受理及び承認		○		
	第5条第1項	事業計画書及び収支予算書の受理			○	
	第5条第2項	事業報告書及び収支決算書の受理			○	
	第6条	登録業務に関する報告又は資料の提出要求			○	
	第7条	指定団体に対する是正又は改善のため必要な措置の勧告		○		
	第8条	登録業務の休止又は廃止の承認		○		
	第9条	指定団体の取消し		○		
	第10条	登録業務の廃止又は指定の取消しに伴う措置		○		

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）	第11条第1項	指定団体の指定及び変更時の公示		○		
	第11条第2項	登録業務の休止及び廃止並びに指定団体の取消しの公示		○		
	第3条第1項	風俗営業の許可		○		○
	第3条第2項	許可条件の付与及び変更		○		○
	第4条第3項	風俗営業の特例許可		○		○
	第4条第4項	基準に該当する遊技機を設置する営業所の営業の不許可		○		
	第5条第1項	許可申請書の受理				○
	第5条第2項	許可証の交付				○
	第5条第3項	不許可の通知				○
	第5条第4項	許可証の再交付				○
	第7条第1項	風俗営業の相続承認				○
	第7条第5項	相続の承認に係る許可証の書換え				○
	第7条第6項	相続の不承認に係る許可証の返納				○

第7条の2第1項	風俗営業者たる法人の合併承認				○
第7条の2第3項（第7条第5項）	地位の承継に係る許可証の書換え				○
第7条の3第1項	風俗営業者たる法人の分割承認				○
第7条の3第3項（第7条第5項）	分割した法人の許可証の書換え				○
第9条第2項	風俗営業の営業所の構造設備の変更の承認			○	○
第9条第3項	風俗営業の変更届出の受理				○
第9条第4項	許可証の記載事項の書換え				○
第9条第5項	特例風俗営業者の営業所の構造設備変更の届出書の受理				○
第10条第1項	許可証の返納				○
第10条第3項	許可証の返納				○
第10条の2第1項・第2項	特例風俗営業者の認定				○
第10条の2第3項	特例風俗営業者の認定証の交付				○
第10条の2第4項	特例風俗営業者の不認定の通知				○

第10条の2 第5項	特例風俗営業者の認定証の再 交付				○
第10条の2 第6項	特例風俗営業者の認定の取消 し			○	
第10条の2 第7項	特例風俗営業者の認定証の返 納				○
第10条の2 第9項	特例風俗営業者の認定証の返 納				○
第20条第2 項	遊技機の認定			○	
第20条第4 項	遊技機の検定			○	
第20条第1 0項（第9条 第1項－第3 項）	遊技機の増設、交替その他の 変更の変更承認申請の受理及び 承認並びに遊技機の軽微な変更 の届出の受理				○
第24条第5 項	風俗営業所の管理者の解任の 勧告			○	
第24条第6 項	風俗営業所の管理者に対する 講習の実施			○	○
第25条	風俗営業者に対する指示			○	○
第27条第1 項	店舗型性風俗特殊営業の届出 書の受理				○
第27条第2 項	店舗型性風俗特殊営業の廃止 及び変更の届出書の受理				○
第27条第4 項	店舗型性風俗特殊営業の届出 があった旨の書面の交付				○

第 2 9 条	店舗型性風俗特殊営業者に対する指示			○	○
第 3 1 条第 1 項	店舗型性風俗特殊営業の停止命令に係る標章のはり付け				○
第 3 1 条第 2 項	標章の除去				○
第 3 1 条第 3 項	標章の除去				○
第 3 1 条の 2 第 1 項	無店舗型性風俗特殊営業の届出書の受理				○
第 3 1 条の 2 第 2 項	無店舗型性風俗特殊営業の廃止又は変更の届出書の受理				○
第 3 1 条の 2 第 4 項	無店舗型性風俗特殊営業の届出があった旨の書面の交付				○
第 3 1 条の 4 第 1 項	無店舗型性風俗特殊営業者に対する指示			○	○
第 3 1 条の 4 第 2 項	無店舗型性風俗特殊営業に係る違反広告物の除却				○
第 3 1 条の 5 第 3 項 (第 3 1 条)	受付所営業の停止命令に係る標章のはり付け及び標章の除去				○
第 3 1 条の 6 第 1 項	処分移送通知書の送付			○	
第 3 1 条の 6 第 2 項	処分移送通知に係る無店舗型性風俗特殊営業者に対する処分			○	○
第 3 1 条の 6 第 3 項 (同条第 1 項)	処分移送通知書の送付			○	

第31条の6 第3項（第31条）	処分移送通知に係る受付所営業の停止命令に係る標章のはり付け及び標章の除去				○
第31条の7 第1項	映像通信型性風俗特殊営業の届出書の受理				○
第31条の7 第2項（第31条の2第2項・第4項）	映像通信型性風俗特殊営業の廃止又は変更の届出書の受理及び届出があった旨の書面の交付				○
第31条の9 第1項	映像送信型性風俗特殊営業者に対する指示			○	○
第31条の9 第2項	映像送信型性風俗特殊営業に係る自動公衆送信装置設置者に対する勧告		○		
第31条の9 第3項	映像送信型性風俗特殊営業に係る自動公衆送信装置設置者に対する勧告に伴う総務大臣との協議		○		
第31条の10	映像送信型性風俗特殊営業者に対する年少者の利用防止のための措置命令			○	○
第31条の11 第1項	処分移送通知書の送付			○	
第31条の11 第2項	処分移送通知に係る映像送信型性風俗特殊営業者に対する処分			○	○
第31条の11 第3項（同条第1項）	処分移送通知書の送付			○	
第31条の12 第1項	店舗型電話異性紹介営業の届出書の受理				○
第31条の12 第2項（第27条第2項・第4項）	店舗型電話異性紹介営業の廃止又は変更の届出書の受理及び届出があった旨の書面の交付				○
第31条の14	店舗型電話異性紹介営業者に対する指示			○	○

第31条の1 6第1項	店舗型電話異性紹介営業の停止命令に係る標章のはり付け				○
第31条の1 6第2項	標章の除去				○
第31条の1 6第3項	標章の除去				○
第31条の1 7第1項	無店舗型電話異性紹介営業の届出書の受理				○
第31条の1 7第2項（第31条の2第2項・第4項）	無店舗型電話異性紹介営業の廃止又は変更の届出書の受理及び届出があった旨の書面の交付				○
第31条の1 9第1項	無店舗型電話異性紹介営業者に対する指示			○	○
第31条の1 9第2項	無店舗型電話異性紹介営業に係る違反広告物の除却				○
第31条の2 1第1項	処分移送通知書の送付			○	
第31条の2 1第2項	処分移送通知に係る無店舗型電話異性紹介営業者に対する処分			○	○
第31条の2 1第3項（同条第1項）	処分移送通知書の送付			○	
第31条の2 2	特定遊興飲食店営業の許可				○
第31条の2 3（第3条第2項・第4条第3項・第5条・第10条第1項・第10条第3項）	特定遊興飲食店営業の許可条件の付与及び変更、特定遊興飲食店営業の特例許可、許可申請書の受理、許可証の交付、不許可の通知、許可証の再交付並びに許可証の返納				○

第31条の2 3（第7条第1項・第7条第5項・第7条第6項・第7条の2第3項・第7条の3第1項・第7条の3第3項・第9条（第1項を除く。）・第10条の2（第6項を除く。））	特定遊興飲食店営業の相続承認、相続の承認に係る許可証の書換え、相続の不承認に係る許可証の返納、風俗営業者たる法人の合併承認、地位の承継に係る許可証の書換え、風俗営業者たる法人の分割承認、分割した法人の許可証の書換え、特定遊興飲食店営業の営業所の構造設備の変更の承認、特定遊興飲食店営業の変更届出の受理、許可証の記載事項の書換え、特例特定遊興飲食店営業者の営業所の構造設備変更の届出書の受理、特例特定遊興飲食店営業者の認定、特例特定遊興飲食店営業の認定証の交付、特例特定遊興飲食店営業の不認定の通知、特例特定遊興飲食店営業者の認定証の再交付及び認定証の返納				○
第31条の2 3（第10条の2第6項・第24条第5項・第24条第6項）	特例特定遊興飲食店営業者の認定の取消し、特定遊興飲食店営業所の管理者の解任の勧告及び特定遊興飲食店営業所の管理者に対する講習の実施		○	○	○
第31条の2 4	特定遊興飲食店営業者に対する指示			○	○
第33条第1項	深夜における酒類提供飲食店営業の届出書の受理				○
第33条第2項	深夜における酒類提供飲食店営業の廃止又は変更の届出書の受理				○
第34条第1項	飲食店営業者に対する指示			○	○
第35条の4 第1項	接客業務受託営業者に対する指示			○	○
第35条の4 第3項	処分移送通知書の送付			○	
第35条の4 第4項	処分移送通知に係る接客業務受託営業者に対する処分			○	○

第 3 5 条の 4 第 5 項 (同条 第 3 項)	処分移送通知書の送付			○	
第 3 7 条第 1 項	風俗営業者等に対する業務に 関する報告又は資料の提出要求			○	○
第 3 7 条第 3 項	警察職員の身分を示す証明書 の交付及び返納			○	
第 3 8 条第 1 項	少年指導委員の委嘱		○		
第 3 8 条第 5 項	少年指導委員に対する研修		○		
第 3 8 条第 6 項	少年指導委員の解嘱		○		
第 3 8 条の 2 第 1 項	少年指導委員の立入り		○		
第 3 8 条の 2 第 2 項	少年指導委員に対する立入りの 際の指示			○	○
第 3 8 条の 2 第 3 項	立入りの結果報告の受理			○	○
第 3 9 条第 1 項	風俗環境浄化協会の指定		○		
第 3 9 条第 3 項	風俗環境浄化協会の運営等に 係る改善措置の命令		○		
第 4 1 条第 2 項	聴聞の通知及び公示			○	
第 4 1 条の 3 第 1 項	国家公安委員会に対する報告 及び国家公安委員会からの通報 の受理			○	

	第41条の3 第2項	他の公安委員会に対する通報			○	
	第42条	所轄庁に対する飲食店営業等の停止の通知			○	
	第44条第1項	風俗営業者及び特定遊興飲食店営業者の団体の届出の受理		○		
	第44条第2項	風俗営業者及び特定遊興飲食店営業者の団体に対する必要な助言、指導その他の措置			○	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）	第10条第3項	風俗営業管理者証の交付				○
	第20条第4項	変更後の管理者に係る風俗営業管理者証の交付				○
	第78条第2項（第10条第3項）	特定遊興飲食店営業管理者証の交付				○
	第88条第4項	変更後の管理者に係る特定遊興飲食店営業管理者証の交付				○
風俗環境浄化協会等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）	第2条	指定の公示		○		
	第3条第1項	各称等変更の届出の受理		○		
	第3条第2項	各称等変更の公示		○		
	第5条第1項	事業計画書及び収支予算書の受理		○		
	第5条第2項	事業報告書及び収支決算書の受理		○		

	第 5 条第 3 項	事案に関する報告又は資料の提出の要求		○		
	第 6 条	役員及び調査員の解任の勧告		○		
	第 7 条	指定の取消しの公示		○		
	第 9 条第 4 項	風俗環境浄化協力団体に対する必要な助言等の措置		○		
少年指導委員規則（昭和 6 0 年国家公安委員会規則第 2 号）	第 8 条	少年指導委員の解嘱に伴う弁明の機会の付与		○		
遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 6 0 年国家公安委員会規則第 4 号）	第 3 条第 2 項	認定の通知			○	
	第 3 条第 3 項	不認定の通知			○	
	第 5 条第 1 項	認定の取消し			○	
	第 5 条第 3 項	認定の取消しの通知			○	
	第 7 条の 2 第 1 項・第 2 項	同一の型式に属する遊技機を製造する能力を有することの確認			○	
	第 7 条の 2 第 3 項	確認証明書の交付			○	
	第 7 条の 2 第 4 項	変更届出書の受理			○	
	第 7 条の 2 第 5 項	廃止届出書の受理			○	

	第 7 条の 2 第 6 項	確認の取消し			○	
	第 7 条の 2 第 7 項	確認の取消しの通知			○	
	第 7 条の 3	検定申請に係る補正の要求			○	
	第 9 条第 1 項	適合の検定の通知と公示			○	
	第 9 条第 2 項	不適合の検定の通知			○	
	第 1 1 条第 1 項	規格に適合しない検定の取消し			○	
	第 1 1 条第 2 項	検定の取消し			○	
	第 1 1 条第 4 項	検定の取消しの通知及び公示			○	
性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等及び性関連禁止営業への場所の提供の規制に関する条例（平成 1 2 年東京都条例第 1 9 6 号）	第 2 条の 3 第 1 項	性風俗営業等を営む者に対する指示			○	○
	第 2 条の 3 第 2 項	性風俗営業等を営む者に対する指示			○	○
	第 2 条の 5 第 1 項	性風俗営業等の停止命令に係る標章の貼り付け				○
	第 2 条の 5 第 2 項	標章の除去				○
	第 2 条の 5 第 3 項	標章の除去				○

第2条の6第2項	聴聞の通知及び公示			○	
第2条の8第3項	建物を性関連禁止営業の用に供してはならない旨を告知する標章の貼り付け			○	
第2条の8第4項（第2条の5第2項）	標章の除去			○	
第2条の10第2項	公安委員会が指定する区域内に所在する建物を提供する者に対する勧告		○		
第2条の10第3項	勧告に従わない者の公表		○		
第2条の10第4項	勧告に係る措置を講ずべき旨の命令		○		
第6条第1項	指定性風俗営業等者に対する指示			○	○
第6条第2項	指定性風俗営業等者に対する指示			○	○
第6条第3項（同条第2項）	指定性風俗営業等者に対する指示			○	○
第7条第4項（第2条の5）	指定性風俗営業等の停止命令に係る標章の貼り付け及び標章の除去				○
第7条第4項（第2条の6）	聴聞の通知及び公示			○	
第8条第1項	性風俗営業等を営む者等に対する報告又は資料提出の要求			○	○
第8条第3項	警察職員の身分を示す証明書の交付及び返納			○	

性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等及び性関連禁止営業への場所の提供の規制に関する条例施行規則（平成12年東京都公安委員会規則第13号）	第2条第1項	区域の指定及び告示		○		
	第2条第2項	区域の指定の解除及び告示		○		
歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例（平成18年東京都条例第85号）	第3条第1項	風俗案内業の開始の届出の受理				○
	第3条第2項	風俗案内業の届出事項に係る変更又は廃止の届出の受理				○
	第5条	事業者に対する違反行為の中止命令又は違反行為が行われないことを確保するために必要な事項の命令			○	○
	第8条第1項	事業者に対する業務の報告又は資料提出の要求			○	○
	第8条第3項	警察職員の身分を示す証明書の交付及び返納			○	
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）	第4条第1項	銃砲等又は刀剣類の所持許可		○		○
	第4条第2項	銃砲等又は刀剣類の所持許可に係る条件の付与及び変更		○		○
	第4条第5項	銃砲等又は刀剣類の法人の所持許可		○		○
	第4条の2第1項	銃砲等又は刀剣類の所持許可に係る申請書の受理				○
	第4条の3第1項	認知機能検査の実施				○

第4条の3第2項	認知機能検査に係る医師の指定		○		
	認知症であるかどうかについての受診及び診断書提出の命令				○
第4条の4第1項	許可に係る銃砲等又は刀剣類の確認				○
第4条の4第2項	許可に係る猟銃又は空気銃の番号等の打刻命令				○
第4条の4第3項	許可に係るクロスボウの表示措置命令				○
第5条	銃砲等又は刀剣類の所持の不許可		○		
第5条の2	猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の不許可		○		
第5条の3第1項	猟銃等講習会の開催			○	○
第5条の3第2項	猟銃等講習会の講習修了証明書の交付			○	○
第5条の3第3項	猟銃等講習会の講習修了証明書の書換え及び再交付				○
第5条の3第4項	猟銃等講習会の開催に関する事務の一部の委託			○	
第5条の3の2第1項	クロスボウ講習会の開催			○	○
第5条の3の2第2項	クロスボウ講習会の講習修了証明書の交付			○	○

第5条の3の2第3項	クロスボウ講習会の講習修了証明書の書換え及び再交付				○
第5条の3の2第4項	クロスボウ講習会の開催に関する事務の一部の委託			○	
第5条の4第1項	猟銃の技能検定の実施			○	
	受検資格の審査		○		
第5条の4第2項	技能検定合格証明書の交付				○
第5条の4第3項（第4条の2・第5条の3第3項）	技能検定申請書の受理並びに技能検定合格証明書の書換え及び再交付				○
第5条の5第1項	猟銃技能講習の実施			○	
第5条の5第2項	技能講習修了証明書の交付				○
第5条の5第3項（第5条の3第3項）	技能講習修了証明書の書換え及び再交付				○
第5条の5第4項	猟銃技能講習に関する事務の一部の委託			○	
第6条（第4条の2第1項）	国際競技に参加する外国人に係る銃砲等又は刀剣類の所持許可				○
第7条第1項	銃砲等又は刀剣類の所持許可証の交付及び現に交付を受けている許可証への記載				○
第7条第2項	銃砲等又は刀剣類の所持許可証の書換え及び再交付				○

第7条の3第1項・第2項	猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の更新				○
第7条の3第3項（第4条の2・第4条の3）	更新時における認知機能検査の実施並びに認知症であるかどうかについての受診命令及び診断書提出の命令				○
第8条第2項	銃砲等又は刀剣類の所持許可証の返納				○
第8条第3項	猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可証の記載事項の抹消				○
第8条第4項	銃砲等又は刀剣類の所持許可証の返納				○
第8条第5項	外国人の出国する際における銃砲等又は刀剣類の所持許可証の返納				○
第8条第7項	銃砲等又は刀剣類の提出命令及び仮領置				○
第8条第8項	仮領置した銃砲等又は刀剣類の返還				○
第8条第9項	仮領置した銃砲等又は刀剣類の売却及び廃棄			○	
第8条第10項	仮領置した銃砲等又は刀剣類の売却代金の交付			○	
第8条の2第2項	拳銃部品の提出命令及び仮領置				○
第8条の2第3項	仮領置した拳銃部品の返還				○
第8条の2第4項（第8条第9項・第10項）	仮領置した拳銃部品の売却及び廃棄並びに売却代金の交付			○	

第9条第3項	許可証の返納				○
第9条の2第1項	指定射撃場の指定申請の受理				○
第9条の3第1項	猟銃等射撃指導員の指定		○		
第9条の3の2第1項	クロスボウ射撃指導員の指定		○		
第9条の4第1項	教習射撃場の指定申請の受理				○
第9条の4第2項	教習射撃指導員の選任及び解任の届出の受理				○
第9条の5第2項	射撃教習の資格認定		○		
	教習資格認定証の交付				○
第9条の5第3項	教習資格認定証の返納				○
第9条の5第4項（第4条の2・第5条の3第3項）	射撃教習の資格認定の申請書の受理並びに教習資格認定証の書換え及び再交付				○
第9条の6第2項	教習用備付け銃の備付け届出及び届出事項変更届出の受理				○
第9条の6第3項	教習用備付け銃の番号等の打刻命令				○
第9条の7第3項	教習射撃場の管理者に対する改善措置命令				○

第9条の8第1項	教習修了証明書の交付禁止		○		
第9条の8第3項	教習用備付け銃の提出命令及び仮領置				○
第9条の8第4項	仮領置した教習用備付け銃の返還				○
第9条の8第5項（第8条第9項・第10項）	仮領置した教習用備付け銃の売却及び廃棄並びに売却代金の交付			○	
第9条の9第1項	練習射撃場の指定申請の受理				○
第9条の9第2項（第9条の4第2項）	練習射撃指導員の選任及び解任の届出の受理				○
第9条の10第2項	射撃練習の資格認定		○		
	練習資格認定証の交付				○
第9条の10第3項（第4条の2・第9条の5第3項・第5条の3第3項）	射撃練習の資格認定の申請書の受理、練習資格認定証の返納並びに練習資格認定証の書換え及び再交付				○
第9条の11第2項（第9条の6第2項・第3項・第9条の7）	練習用備付け銃の備付け届出及び届出事項変更届出の受理、練習用備付け銃の番号等の打刻命令並びに練習射撃場の管理者に対する改善措置命令				○
第9条の12第2項	練習用備付け銃の提出命令及び仮領置				○
第9条の12第3項	仮領置した練習用備付け銃の返還				○

第9条の12 第4項（第8条第9項・第10項）	仮領置した練習用備付け銃の売却及び廃棄並びに売却代金の交付			○	
第9条の13 第1項	年少射撃資格の認定		○		
第9条の13 第2項	年少射撃資格認定証の交付				○
第9条の13 第3項（第7条第2項）	年少射撃資格認定証の書換え及び再交付				○
第9条の14 第1項	年少射撃資格の認定のための講習会の開催				○
第9条の14 第2項	年少射撃資格講習修了証明書の交付				○
第9条の14 第3項（第5条の3第3項）	年少射撃資格講習修了証明書の書換え及び再交付				○
第9条の14 第3項（第5条の3第4項）	年少射撃資格の認定のための講習会開催に関する事務の一部の委託			○	
第9条の15 第2項（第8条第2項）	年少射撃資格認定証の返納				○
第9条の15 第3項（第8条第4項）	年少射撃資格認定証の返納				○
第9条の16 第1項	クロスボウ射撃資格の認定		○		
	クロスボウ射撃資格認定証の交付				○

第9条の16 第2項(第4条 の2・第5条 の3第3項・ 第9条の5第 3項)	クロスボウ射撃資格の認定に 係る申請書の受理並びにクロス ボウ射撃資格認定証の書換え、 再交付及び返納				○
第10条の6 第1項	銃砲等及び実包等の保管状況 に関する報告の要求				○
第10条の6 第6項(第9 条の7第3 項)	銃砲を保管する者に対する改 善措置命令				○
第10条の8 第2項(第9 条の7第3 項)	猟銃等保管業者に対する改善 措置命令				○
第10条の8 の2第2項 (第9条の7 第3項)	クロスボウ保管業者に対する 改善措置命令				○
第10条の8 の2第4項	クロスボウ保管業廃止の届出 の受理				○
第10条の8 第4項	猟銃等保管業廃止の届出の受 理				○
第10条の9 第1項	銃砲等又は刀剣類の所持許可 を受けている者に対する指示		○		
第10条の9 第2項	年少射撃資格者に対する指示		○		
第11条第5 項	猟銃若しくは空気銃又はクロ スボウの所持許可に係る二以上 の用途の一部の用途が当該所持 許可に係る用途に含まれないも のにする変更		○		
第11条第8 項	許可取消し前の銃砲等又は刀 剣類の提出命令及び仮領置				○
第11条第9 項	許可取消しに係る銃砲等又は 刀剣類の提出命令及び仮領置				○
第11条第1 0項	仮領置した銃砲等又は刀剣類 の返還				○

第 1 1 条第 1 1 項	許可が取り消されなかった場合の仮領置した銃砲等又は刀剣類の返還				○
第 1 1 条第 1 2 項 (第 8 条第 9 項・第 1 0 項)	仮領置した銃砲等又は刀剣類の売却及び廃棄並びに売却代金の交付			○	
第 1 1 条の 2 第 1 項	許可取消し前の拳銃部品の提出命令及び仮領置				○
第 1 1 条の 2 第 2 項	調査保管中の拳銃に係る拳銃部品の仮領置				○
第 1 1 条の 2 第 3 項	許可取消しに係る拳銃部品の提出命令及び仮領置				○
第 1 1 条の 2 第 4 項	仮領置した拳銃部品の返還				○
第 1 1 条の 2 第 5 項	許可が取り消されなかった場合の仮領置した拳銃部品の返還				○
第 1 1 条の 2 第 6 項 (第 8 条第 9 項・第 1 0 項)	仮領置した拳銃部品の売却及び廃棄並びに売却代金の交付			○	
第 1 2 条第 1 項	聴聞の通知及び公示		○		
第 1 2 条の 3	所持許可等の基準適合に関する報告の要求及び医師の受診命令				○
	医師の指定		○		
第 1 3 条	銃砲等又は刀剣類等の検査及び報告の要求				○
第 1 3 条の 2	公務所等に対する照会			○	

第 1 3 条の 3 第 1 項	調査を行う間における銃砲等 又は刀剣類等の提出命令及び保 管				○
第 1 3 条の 3 第 2 項	保管中の銃砲等又は刀剣類等 の返還				○
第 1 3 条の 3 第 3 項	調査を行う間における拳銃部 品の提出命令及び保管				○
第 1 3 条の 3 第 4 項	保管中の拳銃部品の返還				○
第 1 4 条第 4 項	登録の通知の受理			○	
第 1 6 条第 2 項	登録証の返納通知の受理			○	
第 1 7 条第 3 項	登録を受けた銃砲等又は刀剣 類の譲受け等の通知の受理			○	
第 1 8 条の 2 第 3 項	美術品として価値ある刀剣類 の製作承認通知の受理			○	
第 2 6 条第 1 項	銃砲等又は刀剣類の授受等を 禁止又は制限する地域及び期間 の告示		○		
第 2 6 条第 2 項	告示後の銃砲等又は刀剣類の 提出命令及び仮領置				○
第 2 6 条第 5 項	告示期間が満了等した場合の 仮領置した銃砲等又は刀剣類の 返還				○
第 2 7 条第 1 項	不法所持等に係る銃砲等又は 刀剣類の提出命令				○
第 2 7 条第 3 項 (第 8 条第 9 項・第 1 0 項)	提出された銃砲等又は刀剣類 の売却及び廃棄並びに売却代金 の交付			○	

	第27条の2 第1項	指定射撃場等の設置者等又は 猟銃等保管業者若しくはクロス ボウ保管業者に対する報告の要 求				○
	第28条の2 第1項	猟銃安全指導委員の委嘱		○		
	第28条の2 第3項	猟銃安全指導委員に対する情 報の提供				○
	第28条の2 第6項	猟銃安全指導委員に対する研 修の実施			○	
	第28条の2 第7項	猟銃安全指導委員の解嘱		○		
	第29条第1 項	銃砲等又は刀剣類を所持する 者に関する申出の受理			○	○
	第29条第2 項	銃砲等又は刀剣類を所持する 者に関する申出があった場合の 調査及び適当な措置				○
銃砲刀剣類所持等取締法 施行令（昭和33年政令 第33号）	第21条第2 項	猟銃等講習会開催の公表			○	
	第24条第2 項	クロスボウ講習会開催の公表			○	
	第36条第1 項	年少射撃資格講習会開催の公 表			○	
	第41条第1 項	道府県公安委員会への銃砲等 又は刀剣類の確認の通知			○	
	第41条第2 項	道府県公安委員会への許可証 の書換えの通知			○	
	第41条第3 項	道府県公安委員会への国際競 技に参加する外国人の許可証の 書換え及び再交付申請受理の通 知			○	

銃砲刀剣類所持取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)	第41条第4項	道府県公安委員会への国際競技に参加する外国人の許可証の返納受理の通知			○	
	第41条第5項	道府県公安委員会への猟銃等販売事業者等による許可証の返納受理の通知			○	
	第41条第6項(同条第2項)	道府県公安委員会への年少射撃資格認定証の書換えの通知			○	
	第3条の4(別表第1)	危険区域内に係る措置の認定			○	○
	第4条第1項	銃砲刀剣類製造等届出書の受理				○
	第4条第2項	銃砲刀剣類製造等届出書記載事項変更の受理				○
	第4条第3項	届出を受理した旨の記載及び届出書の交付				○
	第4条第4項	廃止の届出の受理				○
	第5条第1項	人命救助等に従事する者届出書の受理				○
	第5条第2項	人命救助等に従事する者届出済証明書の交付				○
	第5条第3項(第6条第3項-第5項)	人命救助等に従事する者が従事する者でなくなった場合又は人命救助等に従事する者届出書の記載事項の変更が生じた場合の届出の受理及び人命救助等に従事する者届出済証明書の亡失、盗難等の届出の受理				○
	第6条第1項	使用人届出書の受理				○
	第6条第2項	使用人届出済証明書の交付				○

第6条第3項	使用人でなくなった場合又は 使用人届出書の記載事項の変更 が生じた場合の届出の受理				○
第6条第5項	使用人届出済証明書の亡失、 盗難等の届出の受理				○
第12条第2項	推薦を取り消す旨の通知書の 受理			○	
第45条	射撃指導員指定解除通知書の 交付				○
第46条第1項	射撃指導員指定書記載事項変 更届出書の受理				○
第46条第2項	射撃指導員指定書の再交付申 請の受理				○
第51条	教習射撃場指定書の交付				○
第53条	教習射撃指導員解任命令書の 交付				○
第54条	教習射撃場指定申請書等記載 事項変更届出書の受理				○
第61条	教習射撃場指定解除通知書の 交付				○
第65条	練習射撃場指定書の交付				○
第67条（第 53条）	練習射撃指導員解任命令書の 交付				○
第68条（第 54条）	練習射撃場指定申請書記載事 項変更届出書の受理				○

第 7 4 条	練習射撃場指定解除通知の交付				○
第 9 0 条第 1 項	保管業届出書の受理				○
第 9 0 条第 2 項	保管業届出書に係る記載事項の変更届出の受理				○
第 9 0 条第 3 項	届出を受理した旨を記載した届出書の交付				○
第 9 3 条	保管業務廃止等命令書の交付				○
第 1 0 0 条第 1 項	準空気銃製造等届出書の受理				○
第 1 0 0 条第 2 項	準空気銃製造等届出書記載事項の変更届出の受理				○
第 1 0 0 条第 3 項	準空気銃製造業等に係る届出を受理した旨を記載した届出書の交付				○
第 1 0 0 条第 4 項	準空気銃製造業等の事業廃止の届出の受理				○
第 1 0 2 条第 2 項	模造拳銃製造等届出書の受理				○
第 1 0 2 条第 3 項	模造拳銃製造等届出書記載事項の変更届出の受理				○
第 1 0 2 条第 4 項	模造拳銃製造等に係る届出を受理した旨を記載した届出書の交付				○

	第 1 0 2 条第 5 項	模造拳銃製造等の事業廃止の届出の受理				○
	第 1 0 3 条第 2 項 (第 1 0 2 条第 2 項－第 5 項)	模擬銃器製造等届出書の受理、同届出書記載事項の変更届出の受理、模擬銃器製造等に係る届出を受理した旨を記載した届出書の交付及び模擬銃器製造等の事業廃止の届出の受理				○
	第 1 1 7 条	台帳の登載及び整理			○	○
指定射撃場の指定に関する内閣府令 (昭和 3 7 年総理府令第 4 6 号)	第 1 1 条	指定通知書の交付				○
	第 1 3 条	指定射撃場指定申請書記載事項の変更届の受理				○
	第 1 4 条	指定解除通知書の交付				○
猟銃安全指導委員規則 (平成 2 1 年国家公安委員会規則第 1 2 号)	第 2 条第 2 項	猟銃安全指導委員の委嘱の周知の措置				○
	第 6 条第 1 項	猟銃安全指導委員証の交付			○	
	第 6 条第 2 項	猟銃安全指導委員腕章の交付			○	
	第 8 条	猟銃安全指導委員の解嘱に伴う弁明の機会の付与		○		
質屋営業法 (昭和 2 5 年法律第 1 5 8 号)	第 2 条第 1 項・第 3 条第 1 項	質屋営業の許可		○		
	第 3 条第 2 項	不許可の場合の意見の聴取及び証拠提出の許可		○		

	第 3 条第 3 項	不許可の通知		○		
	第 4 条第 1 項	営業所の移転等の許可				○
	第 4 条第 2 項	営業の廃止等の届出の受理				○
	第 4 条第 3 項	死亡時の届出の受理				○
	第 8 条第 1 項	許可証の交付				○
	第 8 条第 2 項	許可証の書換え				○
	第 8 条第 4 項	許可証の再交付				○
	第 9 条	許可証の返納				○
	第 2 6 条第 2 項	聴聞の通知及び公示		○		
	第 2 7 条第 1 項	法律違反等に関する他の公安委員会への通知			○	
	第 2 7 条第 2 項	許可取消し等に関する他の公安委員会への通知			○	
	第 2 8 条第 6 項	質契約終了行為に関する承認				○
	質屋営業法施行規則（昭和 2 5 年総理府令第 2 5 号）	第 9 条	質屋の質物保管設備の変更届出の受理			○

古物営業法（昭和24年
法律第108号）

第3条	古物商の許可				○
	古物市場主の許可		○		
第5条第1項	許可申請書の受理				○
第5条第2項	許可証の交付				○
第5条第3項	申請者に対する不許可の通知		○		
第5条第4項	許可証の再交付				○
第6条第2項	許可の取消しに係る事実の公告		○		
第7条第1項	許可申請書記載事項変更の届出書の受理				○
	許可申請書記載事項変更内容の他の公安委員会への通知			○	
第7条第4項	許可証の書換え				○
第8条第1項	許可証の返納				○
第8条第3項	許可証の返納				○
第8条の2第1項	取引の相手方と対面しないで 使用できる通信手段を用いる古 物商に係る氏名等についての公 衆への閲覧			○	

第8条の2第2項	取引の相手方と対面しないで 使用できる通信手段を用いる古 物商に係る氏名等の補正			○	
第10条第1 項・第2項	競り売りの届出の受理				○
第10条第3 項	自動公衆送信により公衆の閲 覧に供する方法による競り売り の届出の受理				○
第10条の2 第1項	古物競りあっせん業の届出書 の受理				○
第10条の2 第2項	古物競りあっせん業の廃止及 び変更の届出書の受理				○
第13条第4 項	管理者の解任勧告		○		
第14条第1 項・第2項	仮設店舗における古物営業の 届出の受理				○
第21条の5 第1項	古物競りあっせん業者の認定		○		
第21条の6 第1項	外国における古物競りあっせ ん業者の認定		○		
第23条	古物商及び古物市場主に対す る指示			○	
第25条第2 項	聴聞の通知及び公示		○		
第26条	盗品等に関する情報の提供			○	
第27条	国家公安委員会への報告及び 国家公安委員会からの通報の受 理			○	

古物営業法施行規則（平成 7 年国家公安委員会規則第 1 0 号）	第 6 条	変更後の古物市場の規約の受理				○
	第 1 2 条第 1 項	行商従業者証等に係る承認			○	
	第 1 2 条第 2 項	行商従業者証等の承認及び承認取消しに係る公示			○	
	第 1 9 条の 7 第 1 項	古物競りあっせん業者の認定の通知及び公示		○		
	第 1 9 条の 7 第 2 項	古物競りあっせん業者の不認定の通知		○		
	第 1 9 条の 1 0 第 2 項	認定古物競りあっせん業者の認定取消しの公示		○		
	第 1 9 条の 1 2（第 1 9 条の 7）	外国古物競りあっせん業者に対する認定の通知及び公示並びに不認定の通知		○		
	第 1 9 条の 1 3 第 1 項	認定外国古物競りあっせん業の廃止及び変更の届出書の受理				○
	第 1 9 条の 1 4 第 2 項（第 1 9 条の 1 0 第 2 項）	認定外国古物競りあっせん業者の認定取消しの公示		○		
	第 2 3 条	盗品売買等防止団体に係る承認			○	
	第 2 4 条第 1 項	盗品売買等防止団体に対する承認の通知及び公示			○	
	第 2 4 条第 2 項	盗品売買等防止団体に対する不承認の通知			○	
	第 2 5 条第 1 項	盗品売買等防止団体に係る名称等の変更届出書の受理			○	

	第 2 5 条第 3 項	盗品売買等防止団体に係る名称等の変更届出事項の公示			○	
	第 2 5 条第 4 項	盗品売買等防止団体に係る定款等変更時における変更後の書類の受理			○	
	第 2 5 条第 5 項	盗品売買等防止団体に係る業務規程及び情報管理規程の変更の認可			○	
	第 2 6 条第 1 項	盗品売買等防止団体に係る事業計画書及び収支予算書の受理			○	
	第 2 6 条第 2 項	盗品売買等防止団体に係る事業報告書及び収支決算書の受理			○	
	第 2 6 条第 3 項	盗品売買等防止団体に係る回答業務に関する報告又は資料提出の要求			○	
	第 2 7 条	盗品売買等防止団体に係る是正又は改善の勧告			○	
	第 2 8 条第 1 項	回答業務の廃止届出書の受理			○	
	第 2 8 条第 3 項	回答業務の廃止届出の公示			○	
	第 2 9 条第 2 項	盗品売買等防止団体に係る承認の取消しの公示			○	
犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 2 2 号）	第 8 条第 1 項	特定事業者（古物商に限る。）からの疑わしい取引の届出の受理				○
	第 8 条第 4 項	国家公安委員会に対する疑わしい取引の届出に係る事項の通知			○	
	第 1 5 条	特定事業者に対する業務の報告又は資料提出の要求			○	

警備業法（昭和47年法律第117号）	第17条	特定事業者に対する指導、助言及び勧告			○	
	第18条	特定事業者に対する是正命令		○		
	第4条	警備業の認定		○		
	第5条第1項	認定申請書の受理				○
	第5条第2項	認定の通知				○
	第5条第3項	不認定の通知		○		
	第7条第1項	認定の有効期間の更新申請の受理				○
	第7条第2項	認定の有効期間の更新			○	
	第7条第3項	認定の有効期間の不更新の通知		○		
	第9条	営業所等の届出の受理				○
	第10条第1項	警備業廃止の届出書の受理				○
	第11条第1項	認定申請書の内容変更に係る届出書の受理				○
	第11条第3項（同条第1項）	営業内容変更届出の受理				○

第 1 2 条第 1 項・第 2 項	死亡等の届出書の受理				○
第 1 6 条第 2 項	服装の届出の受理				○
第 1 6 条第 3 項 (第 1 1 条第 1 項)	服装の変更に係る届出書の受理				○
第 1 7 条第 2 項 (第 1 6 条第 2 項・第 1 1 条第 1 項)	護身用具の届出及び護身用具の変更に係る届出書の受理				○
第 2 2 条第 2 項・第 4 項	警備員指導教育責任者資格者証の交付			○	
第 2 2 条第 5 項	警備員指導教育責任者資格者証の書換え			○	
第 2 2 条第 6 項	警備員指導教育責任者資格者証の再交付			○	
第 2 3 条第 1 項	検定の実施			○	
第 2 3 条第 4 項	合格証明書の交付			○	
第 2 3 条第 5 項 (第 2 2 条第 4 項・第 5 項・第 6 項)	合格証明書の交付、書換え			○	
第 4 0 条	機械警備業務の届出書の受理				○
第 4 1 条	機械警備業務の廃止等の届出書の受理				○
第 4 2 条第 2 項	機械警備業務管理者資格者証の交付			○	

	第42条第3項（第22条第4項・第5項・第6項）	機械警備業務管理者資格者証の交付、書換え及び再交付			○	
	第46条	警備業者に対する報告又は資料提出の要求			○	
	第47条第2項（第38条第2項）	身分証明証の交付及び返納			○	
	第48条	警備業者に対する指示			○	
	第50条第2項	聴聞の通知及び公示			○	
警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）	第9条	認定の有効期間の更新の通知				○
	第39条第3項	専任の指導教育責任者を選任しないことの承認			○	
	第60条	専任の機械警備業務管理者を選任しないことの承認			○	
警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）	第2条	指導教育責任者講習の公示			○	
	第4条第1項	指導教育責任者講習受講申込書の受理			○	
	第5条第1項	指導教育責任者講習の実施			○	
	第7条第1項	警備員指導教育責任者講習修了証明書の交付			○	
	第7条第2項	警備員指導教育責任者講習修了証明書の再交付			○	
	第8条	適格者の認定		○		

	第 9 条第 3 項	現任指導教育責任者講習の実施			○	
	第 1 0 条	現任指導教育責任者講習の通知			○	
	第 1 1 条第 1 項	機械警備業務管理者講習の実施			○	
	第 1 2 条第 1 項	機械警備業務管理者講習修了証明書の交付			○	
	第 1 2 条第 2 項 (第 7 条第 2 項)	機械警備業務管理者講習修了証明書の再交付			○	
	第 1 3 条 (第 2 条・第 4 条第 1 項)	機械警備業務管理者講習の公示及び機械警備業務管理者講習受講申込書の受理			○	
	第 1 4 条	適格者の認定		○		
警備員等の検定等に関する規則 (平成 1 7 年国家公安委員会規則第 2 0 号)	第 6 条第 3 項	検定実技試験員の指定			○	
	第 7 条	検定の公示			○	
	第 9 条第 1 項	検定申請書の受理				○
	第 1 0 条	受検票の交付			○	
	第 1 1 条	成績証明書の交付			○	
	第 1 2 条第 1 項	成績証明書の書換え			○	

	第 1 2 条第 2 項	成績証明書の再交付			○	
	附則第 9 条	検定合格者審査の公示			○	
	附則第 1 0 条第 1 項	審査申請書の受理				○
探偵業の業務の適正化に関する法律（平成 1 8 年法律第 6 0 号）	第 4 条第 1 項	探偵業の開始の届出書の受理				○
	第 4 条第 2 項	探偵業の廃止及び変更の届出書の受理				○
	第 1 3 条第 1 項	探偵業者に対する報告又は資料提出の要求		○		
	第 1 3 条第 2 項	立入検査の身分証の交付及び返納			○	
	第 1 4 条	探偵業者に対する指示			○	
火薬類取締法（昭和 2 5 年法律第 1 4 9 号）	第 1 7 条第 1 項・第 5 0 条の 2 第 1 項	猟銃用火薬類等の譲渡及び譲受けの許可				○
	第 1 7 条第 2 項・第 5 0 条の 2 第 1 項	猟銃用火薬類等の譲渡及び譲受けの不許可		○		
	第 1 7 条第 4 項・第 5 0 条の 2 第 1 項	譲渡許可証及び譲受許可証の交付				○
	第 1 7 条第 6 項・第 5 0 条の 2 第 1 項	譲渡許可証及び譲受許可証の有効期間の決定				○
	第 1 7 条第 7 項・第 5 0 条の 2 第 1 項	譲渡許可証及び譲受許可証の書換え				○

第17条第8項・第50条の2第1項	譲渡許可証及び譲受許可証の再交付				○
第19条第1項	運搬証明書の交付				○
第19条第2項	運搬届出者に対する指示				○
第19条第3項	運搬証明書への指示内容の記載				○
第19条第4項（第17条第6項－第8項）	運搬証明書の有効期間の決定、書換え及び再交付				○
第24条第1項・第50条の2第1項	猟銃用火薬類等の輸入の許可				○
第24条第2項・第50条の2第1項	猟銃用火薬類等の輸入の不許可		○		
第24条第3項・第50条の2第1項	猟銃用火薬類等の輸入届の受理				○
第25条第1項・第50条の2第1項	猟銃用火薬類等の消費の許可				○
第25条第2項・第50条の2第1項	猟銃用火薬類等の消費の不許可		○		
第45条	緊急措置		○		
第48条第1項	猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費の許可に係る条件の付与				○
第52条第1項	東京都知事に対する意見の回答		○		

	第 5 2 条第 2 項	都道府県知事からの通報の受理			○	
	第 5 2 条第 3 項	国土交通大臣からの通報の受理			○	
	第 5 2 条第 4 項	火薬類の製造、販売、貯蔵その他の取扱いに関する東京都知事等への必要な措置の要請		○		
火薬類取締法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 2 3 号）	第 2 条	譲渡許可証及び譲受許可書の返納の受理				○
	第 3 条	運搬証明書の返納				○
	第 4 条	公安委員会相互の連絡（運搬届出関係）			○	
		公安委員会間の連絡（緊急措置関係）		○		
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号）	第 5 9 条第 5 項	運搬証明書の交付		○		
	第 5 9 条第 6 項	運搬届出者に対する指示		○		
	第 5 9 条第 7 項	運搬証明書への指示内容の記載		○		
	第 5 9 条第 9 項	運搬証明書の書換え			○	
	第 5 9 条第 1 0 項	運搬証明書の再交付			○	
	第 6 2 条の 3	運搬に係る事故等に関する報告の受理		○		

	第 6 7 条第 1 項	運搬届出者からの報告の徴収		○		
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 3 2 年政令第 3 2 4 号）	第 5 0 条	運搬証明書の返納			○	
	第 5 1 条第 1 項	公安委員会相互の連絡			○	
放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 7 号）	第 1 8 条第 5 項	運搬届出の受理		○		
	第 1 8 条第 6 項	運搬届出者に対する指示		○		
	第 3 1 条の 2	事故等に関する報告の受理		○		
	第 4 2 条第 1 項	運搬届出者からの報告の徴収		○		
放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和 3 5 年政令第 2 5 9 号）	第 1 8 条	公安委員会相互の連絡			○	
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成 7 年法律第 6 5 号）	第 1 7 条第 1 項	運搬証明書の交付		○		
	第 1 7 条第 2 項	運搬届出者に対する指示		○		
	第 1 7 条第 3 項	運搬証明書への指示内容の記載		○		
	第 3 2 条第 1 項	許可製造業者等からの報告の徴収		○		
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（平成 7 年政令第 1 9 2 号）	第 3 条の 2	運搬証明書の書換え			○	

	第 3 条の 3	運搬証明書の再交付			○	
	第 3 条の 4	運搬証明書の返納			○	
	第 3 条の 5	公安委員会相互の連絡			○	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号）	第 5 6 条の 2 7 第 1 項	運搬証明書の交付		○		
	第 5 6 条の 2 7 第 2 項	運搬届出者に対する指示		○		
	第 5 6 条の 2 7 第 3 項	運搬証明書への指示内容の記載		○		
	第 5 6 条の 3 0	運搬届出者からの報告の徴収		○		
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成 1 0 年政令第 4 2 0 号）	第 2 1 条	運搬証明書の書換え			○	
	第 2 2 条	運搬証明書の再交付			○	
	第 2 3 条	運搬証明書の受理			○	
	第 2 4 条第 1 項	公安委員会相互の連絡			○	
東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例（平成 9 年東京都条例第 6 8 号）	第 1 2 条第 1 項	デートクラブ営業者に対する指示			○	○
	第 1 2 条第 2 項	デートクラブ営業者に対する指示			○	○

	第 1 4 条第 2 項	聴聞の通知及び公示			○	
	第 1 5 条の 6 第 1 項	利用カード販売業者に対する指示			○	○
	第 1 5 条の 6 第 2 項	利用カード販売業者に対する指示			○	○
	第 1 7 条第 1 項	デートクラブ営業者及び利用カード販売業者に対する報告又は資料提出の要求			○	○
	第 1 7 条第 3 項	警察職員の身分を示す証明書の交付及び返納			○	
	第 1 9 条第 1 項	違反広告物を表示した者に対する措置命令				○
	第 1 9 条第 2 項	警察職員への措置の委託				○
	第 1 9 条第 3 項	はり紙の除却				○
	第 1 9 条第 4 項	はり札及び立看板の除却				○
	第 2 1 条第 6 項	東京都知事からの照会に対する回答			○	
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 1 5 年法律第 8 3 号）	第 7 条第 1 項	インターネット異性紹介事業開始の届出の受理				○
	第 7 条第 2 項	インターネット異性紹介事業の廃止及び変更の届出の受理				○
	第 1 3 条	インターネット異性紹介事業者に対する指示		○		

	第 1 5 条第 1 項	処分移送通知書の送付			○	
	第 1 5 条第 2 項	処理移送通知書に伴う処分		○	○	
	第 1 6 条	インターネット異性紹介事業者に対する報告又は資料提出の要求		○		
	第 1 7 条第 1 項	国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理			○	
	第 1 7 条第 2 項	他の公安委員会への通報			○	
	第 2 0 条	登録誘引情報提供機関への情報提供			○	
	特定異性接客営業等の規制に関する条例（平成 29 年東京都条例第 3 0 号）	第 6 条第 1 項	店舗型特定異性接客営業の開始の届出の受理			○
		第 6 条第 2 項	無店舗型特定異性接客営業の開始の届出の受理			○
		第 6 条第 3 項	特定異性接客営業の廃止又は変更の届出の受理			○
		第 1 1 条	特定異性接客営業者又は特定衣類着用飲食店営業者に対する指示		○	○
	第 1 3 条第 1 項	特定異性接客営業又は特定衣類着用飲食店営業の停止命令に係る標章の貼り付け			○	○
	第 1 3 条第 2 項	標章の除去			○	○
	第 1 3 条第 3 項	標章の除去			○	○

	第 1 4 条第 2 項	聴聞の通知及び公示			○	
	第 1 6 条第 1 項	特定異性接客営業者及び特定衣類着用飲食店営業者に対する報告又は資料の提出の要求			○	○
	第 1 6 条第 3 項	警察職員の身分を示す証明書の交付及び返納			○	
不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 1 2 8 号）	第 9 条第 1 項	アクセス管理者に対する援助			○	
	第 9 条第 2 項	必要な事例分析事務の委託		○		
インターネット端末利用営業の規制に関する条例（平成 2 2 年東京都条例第 6 4 号）	第 3 条第 1 項	インターネット端末利用営業の開始の届出の受理				○
	第 3 条第 2 項	インターネット端末利用営業の変更及び廃止の届出の受理				○
	第 8 条	インターネット端末利用営業者に対する指示			○	○
	第 1 0 条第 1 項	インターネット端末利用営業の停止命令に係る標章の貼り付け			○	○
	第 1 0 条第 2 項	標章の除去			○	○
	第 1 0 条第 3 項	標章の除去			○	○
	第 1 1 条第 2 項	聴聞の通知及び公示			○	
	第 1 2 条第 1 項	インターネット端末利用営業者に対する報告又は資料提出の要求			○	○

	第 1 2 条第 3 項	身分証明書の交付			○	
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 4 2 年法律第 1 4 9 号）	第 8 7 条第 1 項	東京都知事等からの通報の受理			○	
高圧ガス保安法（昭和 2 6 年法律第 2 0 4 号）	第 7 4 条第 1 項	東京都知事等からの通報の受理			○	
消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号）	第 1 1 条第 7 項	市町村長等からの通報の受理			○	
航空法（昭和 2 7 年法律第 2 3 1 号）	第 1 3 1 条の 2 の 5 第 9 項・第 1 3 1 条の 2 の第 6 第 4 項・第 1 3 4 条第 5 項	国土交通大臣との協議		○		

注 条項欄の（ ）は準用元の条文を示す。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(廃止規程)

- 2 東京都公安委員会の権限に属する事務処理に関する規程（昭和31年10月25日東京都公安委員会規程第4号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規程の施行前に旧規程により行われた事務の処理については、なお従前の例による。

附 則（令和3年12月都公委規程第5号）

- 1 この規程は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に改正前の東京都公安委員会の権限に属する事務処理に関する規程により行われた事務の処理については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月都公委規程第1号）

この規程は、令和4年3月15日から施行する。

附 則（令和4年5月都公委規程第3号）

- 1 この規程は、令和4年5月13日から施行する。
- 2 この規程の施行前に改正前の東京都公安委員会の権限に属する事務処理に関する規程により行われた事務の処理については、なお従前の例による。

附 則（令和5年2月都公委規程第1号）

- 1 この規程は、令和5年2月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に改正前の東京都公安委員会の権限に属する事務処理に関する規程により行われた事務の処理については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月都公委規程第2号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月都公委規程第5号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年5月都公委規程第8号）

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和5年8月都公委規程第9号）

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

附 則（令和５年１０月都公委規程第１０号）

この規程は、令和５年１０月１６日から施行する。

附 則（令和６年３月都公委規程第１号）

- 1 この規程は、令和６年４月１日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都公安委員会規程の様式（この規程により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 3 この規程の施行前に改正前の東京都公安委員会の権限に属する事務処理に関する規程により行われた事務の処理については、なお従前の例による。

附 則（令和６年３月都公委規程第２号）

- 1 この規程は、令和６年４月１日から施行する。
- 2 この規程の施行前に改正前の東京都公安委員会の権限に属する事務処理に関する規程により行われた事務の処理については、なお従前の例による。

附 則（令和６年９月都公委規程第３号）

- 1 この規程は、令和６年９月１５日から施行する。
- 2 この規程の施行前に改正前の東京都公安委員会の権限に属する事務処理に関する規程により行われた事務の処理については、なお従前の例による。

附 則（令和７年２月都公委規程第１号）

- 1 この規程は、令和７年３月１日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都公安委員会規程の様式（この規程により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和７年３月都公委規程第２号）

- 1 この規程は、令和７年３月２４日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都公安委員会規程の様式（この規程により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 3 この規程の施行前に改正前の東京都公安委員会の権限に属する事務処理に関する規程により行われた事務の処理については、なお従前の例による。

附 則（令和７年３月都公委規程第３号）

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行前に改正前の東京都公安委員会の権限に属する事務処理に関する規程により行われた事務の処理については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 6 月都公委規程第 7 号）

- 1 この規程は、令和 7 年 6 月 9 日から施行する。
- 2 この規程の施行前に改正前の東京都公安委員会の権限に属する事務処理に関する規程により行われた事務の処理については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 9 月都公委規程第 8 号）

- 1 この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行前に改正前の東京都公安委員会の権限に属する事務処理に関する規程により行われた事務の処理については、なお従前の例による。